

神奈川県再犯防止推進計画 [第2期]

(2024(令和6)年度～2028(令和10)年度)

2024(令和6)年3月

目 次

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の性格	6
3 計画の期間	6
4 施策の展開	6

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況	11
2 検察における事件の状況	13
3 矯正施設における入所者等の状況	15
4 更生保護に関わる状況	20

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保	
(1) 就労の確保	24
(2) 住居の確保	28
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援	31
(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等	34
3 非行の防止等	
(1) 非行の防止等	38
4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	
(1) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	41
5 民間協力者の活動の促進等	
(1) 民間協力者の活動の促進及び連携	45
(2) 広報・啓発活動の推進	51
6 市町村への支援とネットワークの構築	
(1) 市町村への支援とネットワークの構築	56

第4章 計画の推進体制

1 推進体制	65
2 進行管理	66

第5章 資料

再犯の防止等の推進に関する法律	67
用語の説明	73
計画の改定経緯	77
国、県及び民間の取組事例	26、27、30、37、40、43、44、47、48、 49、50、53、54、55、58、59、60

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

(1) 計画改定の趣旨

県が2019（平成31）年3月に策定した神奈川県再犯防止推進計画（以下「第1期計画」という。）が2023（令和5）年度をもって計画期間を満了することから、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」の促進を目的とする第1期計画の趣旨を継承しつつ、2023（令和5）年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画（以下「国第二次推進計画」という。）の内容や第1期計画の成果や課題等を踏まえて改定します。

(2) これまでの再犯防止の取組・方針

① 再犯防止施策の必要性

全国における刑法犯により検挙された再犯者数は、減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者数も減少し続けています。そのため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、2022（令和4）年には47.9%となっています。神奈川県においても、同様の傾向が見られ、2022（令和4）年の再犯者率は49.8%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためにも、再犯の防止等に向けた取組を行っていくことは重要です。

② 国の第一次推進計画および第二次推進計画の動向

政府は、2016（平成28）年12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することとされ、これを受け、2017（平成29）年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次再犯防止推進計画（以下「国第一次推進計画」という。）を閣議決定しました。国第一次推進計画は、5つの基本方針の下、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備、という7つの重点課題と115の具体的施策により構成され、その計画期間は2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間とされました。

計画等に基づく各種施策に取り組んだ結果、一定の効果が上がり、2019（令和元）年には、「再犯防止に向けた総合対策」（2012（平成24）年犯罪対策閣僚会議決定）において設定された「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を2021（令和3）年までに16%以下にする」という数値目標を達成することができました。

また、政府は、国第二次推進計画の策定を見据え、「再犯防止推進計画等検討会」において、国第一次推進計画下における取組状況や成果を検証するとともに、

今後の課題について整理しました。その結果、「個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること」、「支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること」、「地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認されました。

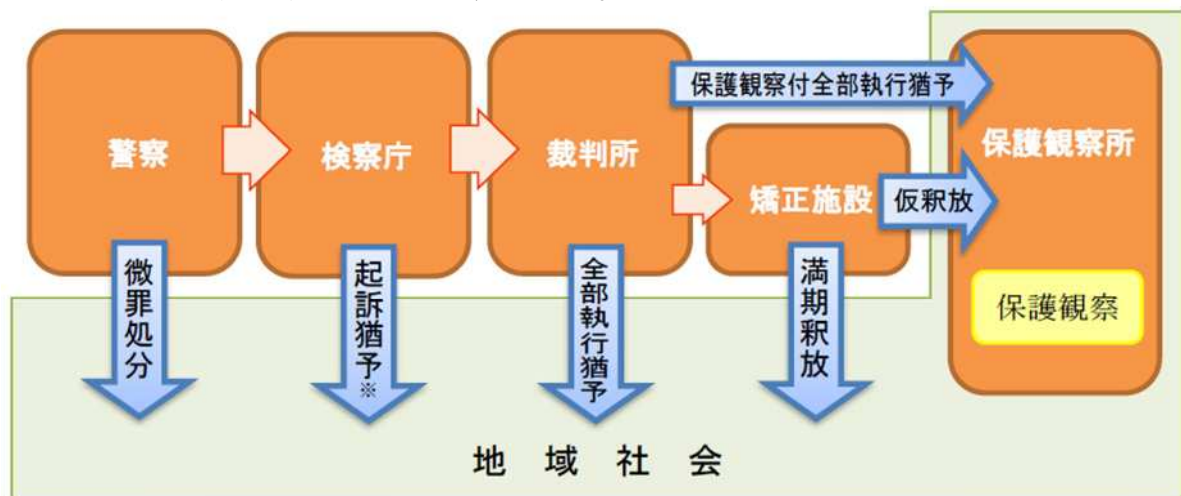
さらに、これらの課題を踏まえ、国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性として、以下の3つを取りまとめ、議論が進められました。

〔国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性〕

- 犯罪をした者等（※）が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

※「犯罪をした者等」とは

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、例えば、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放者等も含みます。



※ 起訴猶予処分とは、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

そして、2023（令和5）年3月17日、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5か年を計画期間とする国第二次推進計画が閣議決定されました。計画では、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「地域による包摂の推進」等、7つの重点課題を設定し、96の具体的施策が掲げられたほか、「地域による包摂の推進」においては、国と地方公共団体の連携を更に強化するとの観点から、国・都道府県・市区町村の役割が明記され、それぞれの役割分担を踏まえ、また、各地方公共団体の状況に応じた再犯防止施策の策定と実施が求められています。

③ 神奈川県再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。こうした状況を踏まえ、本県では、2019（平成31）年度を初年度とする第1期計画を策定し、再犯防止の施策を進めてきました。

(3) 神奈川県再犯防止推進計画の考え方

① 第1期計画に基づく取組の検証について

第1期計画では、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「非行の防止等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の5つの項目について、出所者等の雇用に協力する雇用主の確保や出所者で福祉的支援が必要な高齢者・障がい者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図る等再犯の防止に取り組んできました。

県は、神奈川県再犯防止推進会議において、計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図っています。2019（平成31）年度から2022（令和4）年度の4年間の取組評価においては、一人ひとりが抱える課題が多様化していることが指摘されました。そうした課題に対応するため、相談窓口を充実させていくことや、支援する者の資質向上を図ることで複雑化する課題の解決ができる体制を整えていく必要があります。

また、この間、新型コロナウイルス感染症により、対面で開催されていた研修や会議、イベントが中止となったり、規模を縮小しての開催となる等の影響がありました。特に、啓発を目的としたイベントについては、参加者の減少が見受けられるため、今後はコロナ前の活気を取り戻すことができるよう、周知に力を入れていくことが必要です。

加えて、本県における高齢（65歳以上）の再入者率については、2018（平成30）年から2021（令和3）年まで連続して増加していることや、再入者のうち精神障がい等を有すると診断された者の割合が2018（平成30）年と比べて増加していること、保護観察対象者中の薬物事犯による保護観察対象者の割合が2021（令和3）年度において4割以上であることから、高齢者又は障がいのある者および薬物依存症者への支援についても引き続き取り組んでいく必要があります。

併せて、市町村が単独で取り組むことが難しい就労の確保や住居の支援等についても、第1期計画に引き続き取り組んでいくことが必要です。

② 国計画の勘案

国第二次推進計画では、国第一次推進計画の重点課題を踏まえつつ、国第二次推進計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、以下に掲げる 7 つの事項が重点課題として設定されました。

〔 7 つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

「地域による包摂の推進」に当たっては、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。国第二次推進計画から新たに設けられた課題であり、国・都道府県・市区町村の役割を明記することで、国と地方公共団体の連携を更に強化していくことを目的としています。

国第二次推進計画において、国、都道府県、市区町村の役割が次のように示されました。

国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

第2期計画の策定に当たっては、こうした国計画の趣旨を施策等に反映していきます。

また、国第一次推進計画において示された実施者が目指すべき5つの基本方針は、国第二次推進計画において踏襲されており、引き続き、第2期計画でも基本方針を踏まえて取り組んでいきます。

〔国計画における5つの基本方針の概要〕

- ・ 地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携
- ・ 特性に応じた、切れ目のない再犯を防止するために必要な指導及び支援
- ・ 犯罪被害者の心情等を理解したうえでの取組
- ・ 犯罪等の実態を踏まえた社会情勢等に応じた取組
- ・ 再犯の防止等に関する取組の広報等による国民の関心と理解の促進

③ 立ち直ろうとしている者の意見の反映について

2016（平成28）年7月26日、県立の障がい者支援施設である「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、県は、このような事件を二度と起こしてはならないとの強い決意のもと、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に取り組んでいます。また、2023（令和5）年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」は、障がい者のみならず、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現に資することを目的としています。

これらの憲章及び条例の「あたたかい心をもって、すべての人の命を大切にする」、「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する」という理念や、「当事者目線に立つ」という考えは、あらゆる分野に通ずるものであるため、本計画においても、その趣旨を反映します。その手法として、県では、過去に犯罪をし立ち直ろうとしている者（又は立ち直った者）に対してヒアリングを行い、いただいた意見を踏まえた計画とします。

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

(4) 計画の基本目標

第2期計画では、第1期計画を継承し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進することを目標とします。

2 計画の性格

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する計画です。

本計画において、同法第2条第2項の定義により、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

4 施策の展開

県は、再犯防止推進法や国第二次推進計画の内容を踏まえ、次の6項目について施策を展開します。

(1) 就労・住居の確保

- 就労の確保
- 住居の確保

就労と適切な帰住先の確保に取り組むことにより、刑事施設等を出所した者の生活基盤の安定を推進します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 高齢者又は障がいのある者等への支援
- 薬物依存の問題を抱える者への支援等

高齢者又は障がいのあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対して必要な福祉的支援に結び付けることで犯罪等の常習化防止を図ります。また、薬物事犯者やその家族に対して適切な治療・支援を提供できるよう保健・医療機関等の整備などの薬物依存症からの回復に向けた取組を進めます。

(3) 非行の防止等

- 非行の防止等

非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返すことがない

よう少年を取り巻く環境を整備していくことで少年たちの健全育成を図ります。

(4) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

○ 一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた再犯防止のための支援

ストーカー・DV加害者や窃盗犯など、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要がある者に対して、犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの特性に応じた効果的な再犯防止のための支援の実施を推進します。

(5) 民間協力者の活動の促進等

○ 民間協力者の活動の促進及び連携

○ 広報・啓発活動の推進

地域における再犯防止の推進を支える保護司等の民間協力者の活動を促進するため、人材確保につながる支援や功績に対する表彰を実施します。また、県内の様々な犯罪予防活動や啓発活動に対する支援を実施し、再犯防止の取組に対する地域の理解を促進します。

(6) 市町村への支援とネットワークの構築

○ 市町村への支援とネットワークの構築

市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や市町村と民間団体、国機関との域内のネットワーク構築に取り組むことで、地域社会における支援連携体制の強化を図ります。

【犯罪被害者の心情等を理解することの重要性】

国の基本方針にもあるとおり、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要です。また、再犯の防止等に関する施策は、犯罪によって生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うことが必要です。

犯罪被害者等を支援する県の取組

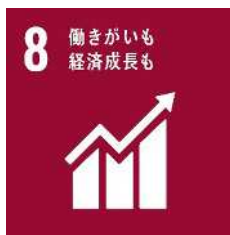
県では、2009（平成 21）年 4 月に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、5 年間の施策事業の指針である「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

この計画に基づき、犯罪被害者などが受けた被害を回復、軽減し、平穏な日常生活をとり戻すことができるよう、市町村や民間支援団体などと連携しながら、かながわ犯罪被害者サポートステーションやかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」などにおける相談・支援を行うとともに、経済的負担の軽減、日常生活の支援など、きめ細かな支援体制の構築を進めています。また、県民・事業者の犯罪被害者などに対する理解促進や支援人材の育成などに取り組んでいます。

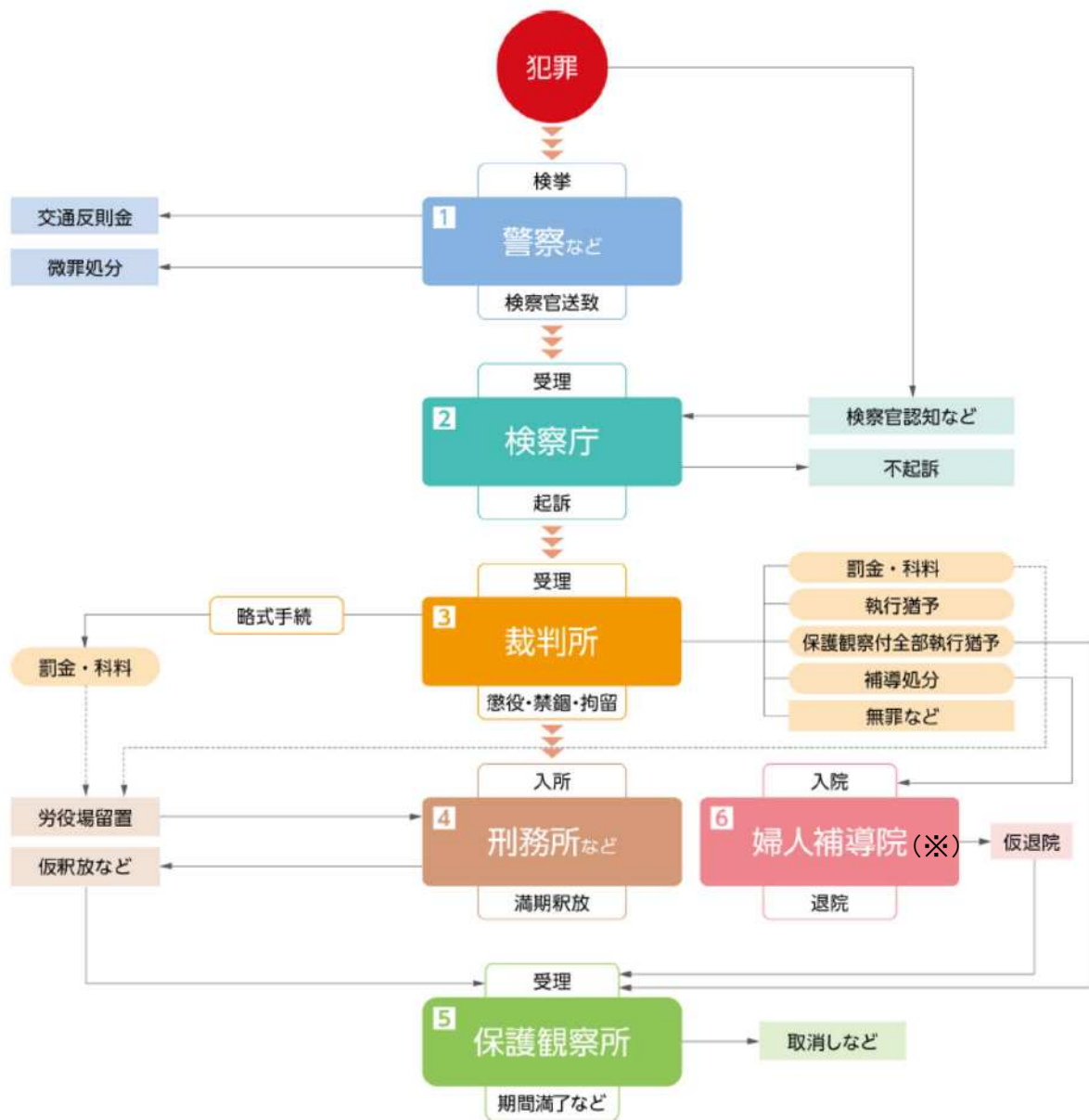
【SDGs の推進】

2015（平成 27）年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals＝略称 SDGs)が記載され、17 のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」と関連の強いものが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGs の趣旨を踏まえて取り組みます。

○本計画と関連の強いゴール

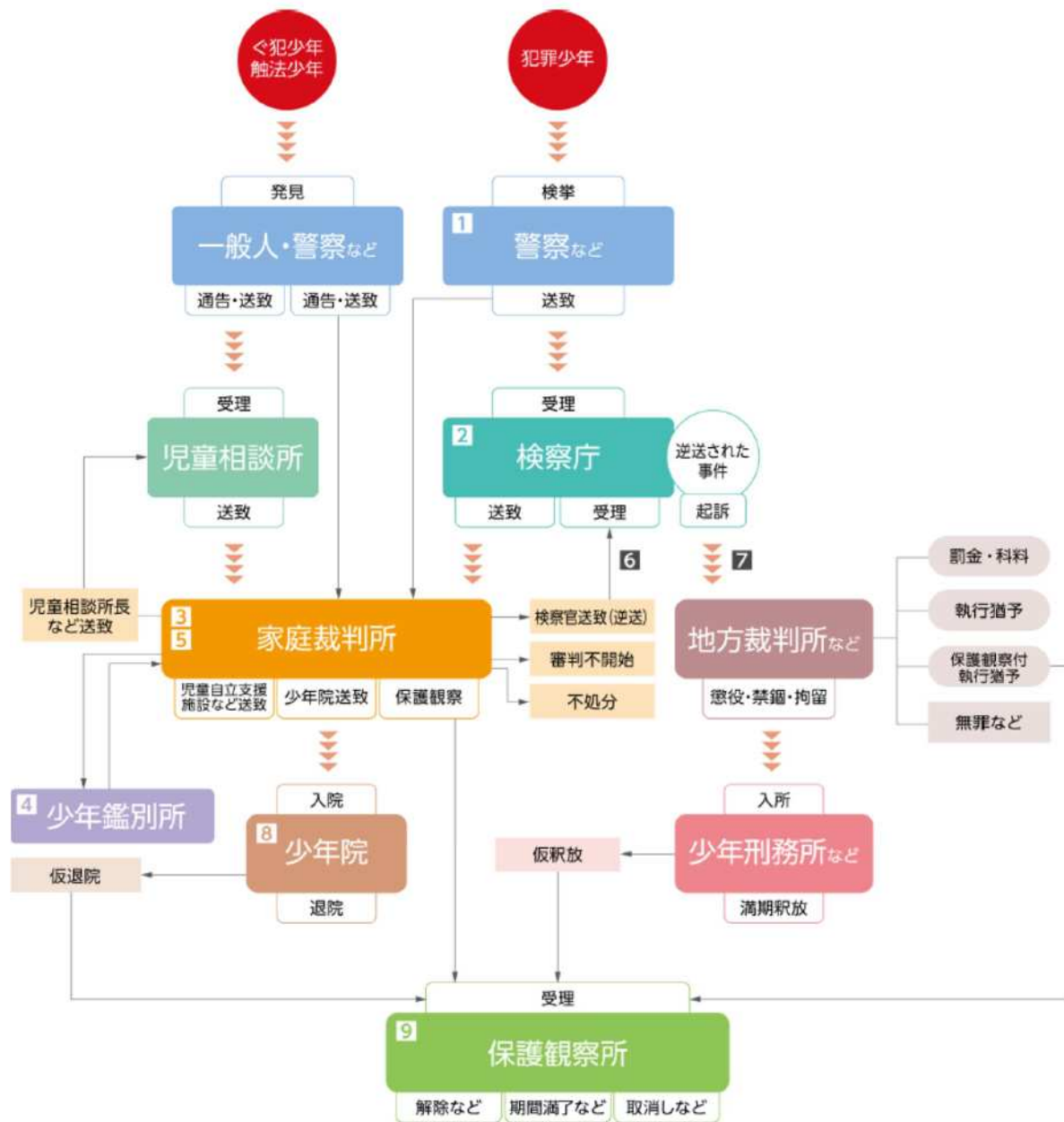


<参考 1> 成人による刑事事件の流れ（出典；令和 4 年版再犯防止推進白書）



※ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第 10 条の規定により、「婦人補導院」は 2024（令和 6）年 4 月 1 日に廃止されます。

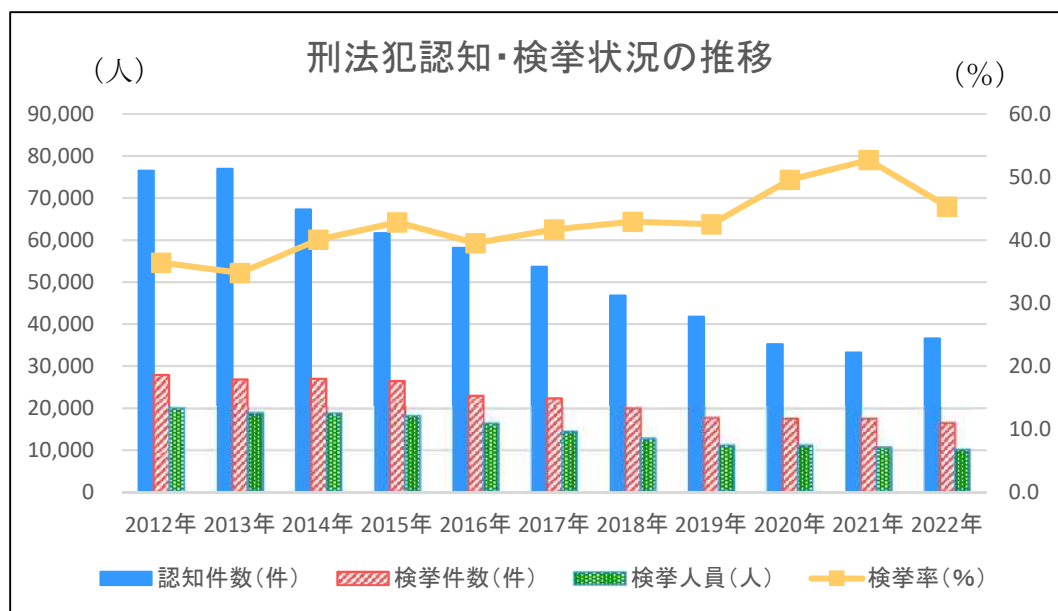
＜参考 2＞ 非行少年に関する手続きの流れ（出典；令和 4 年版再犯防止推進白書）



第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

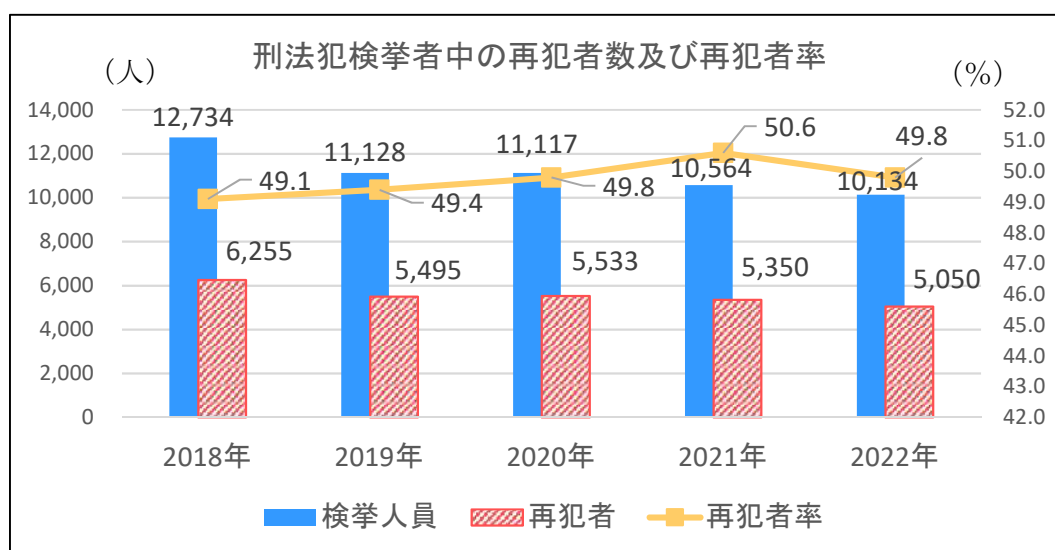
1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知、検挙状況



注 神奈川県警本部作成の犯罪統計資料による。

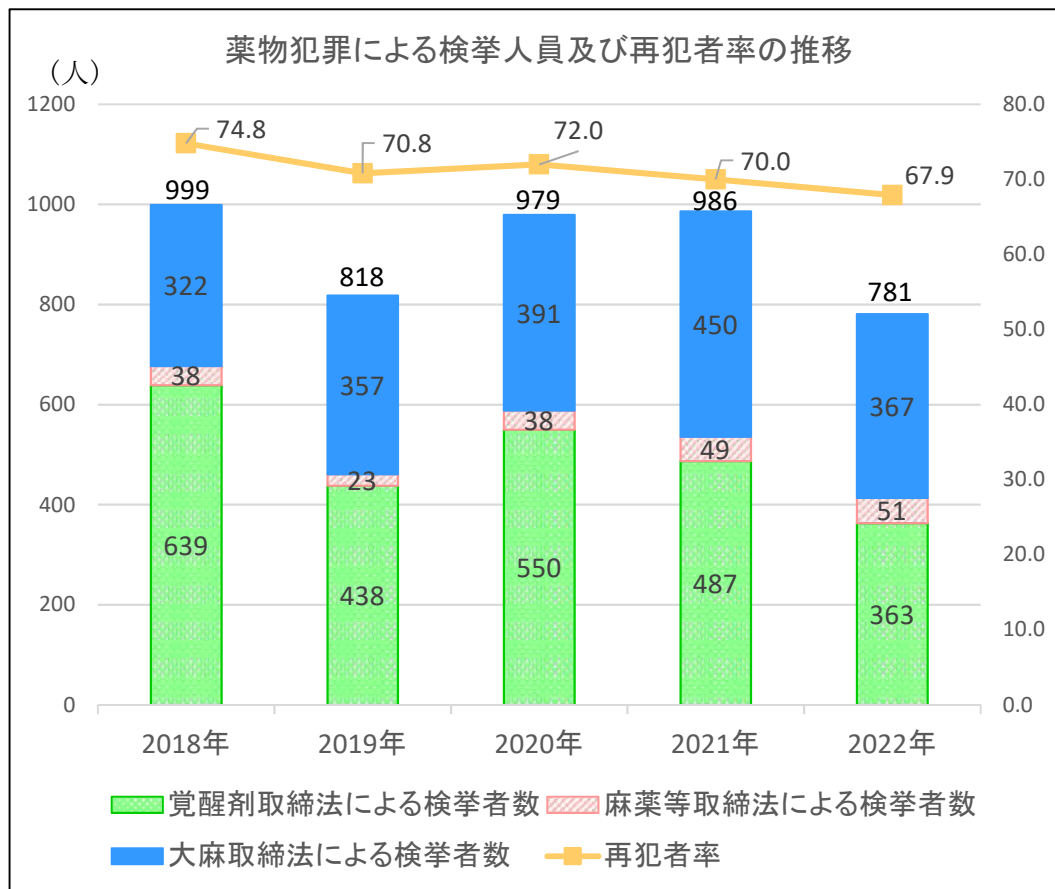
(2) 再犯者数の推移



注1 法務省調べによる。

注2 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

(3) 薬物犯罪による検挙人員及び再犯者率の推移



注1 犯罪統計に記載のある検挙人数について、法務省が集計。

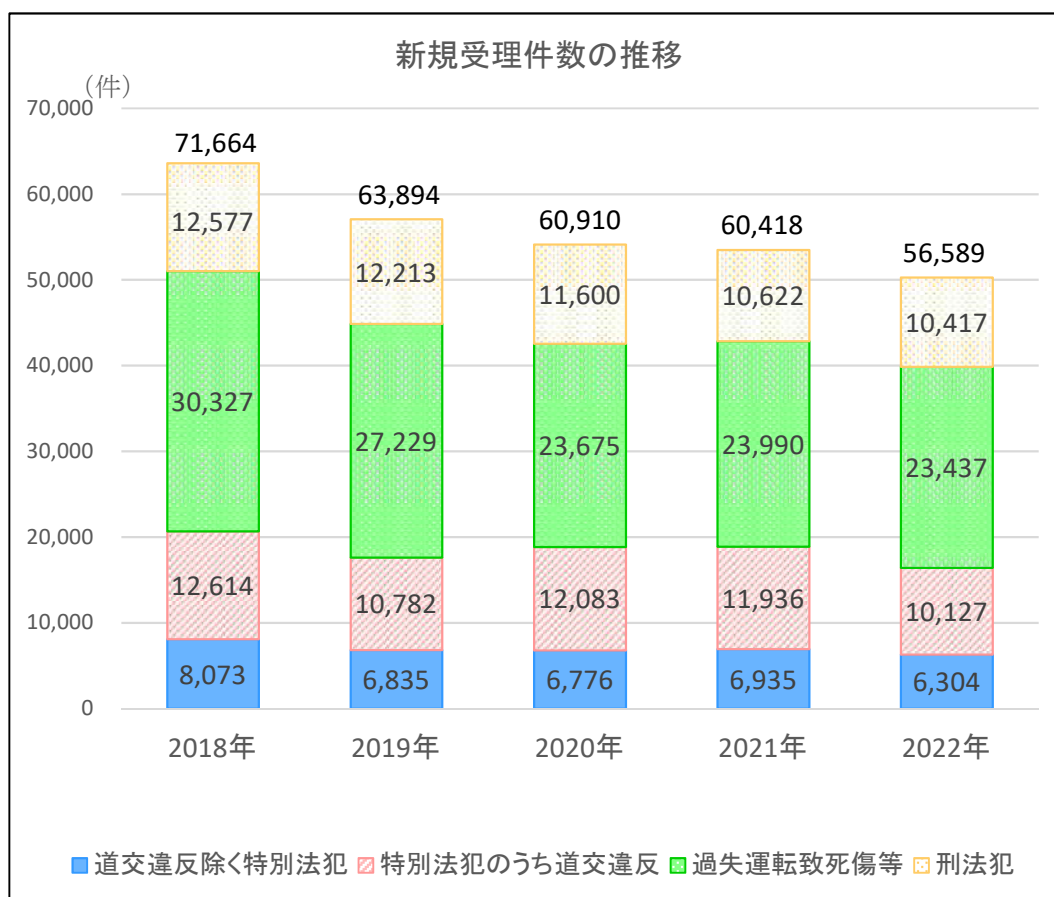
注2 再犯者率の罪種は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の合計。

注3 再犯者率は県が算出。

2 検察における事件の状況

※ 検察統計年報による。

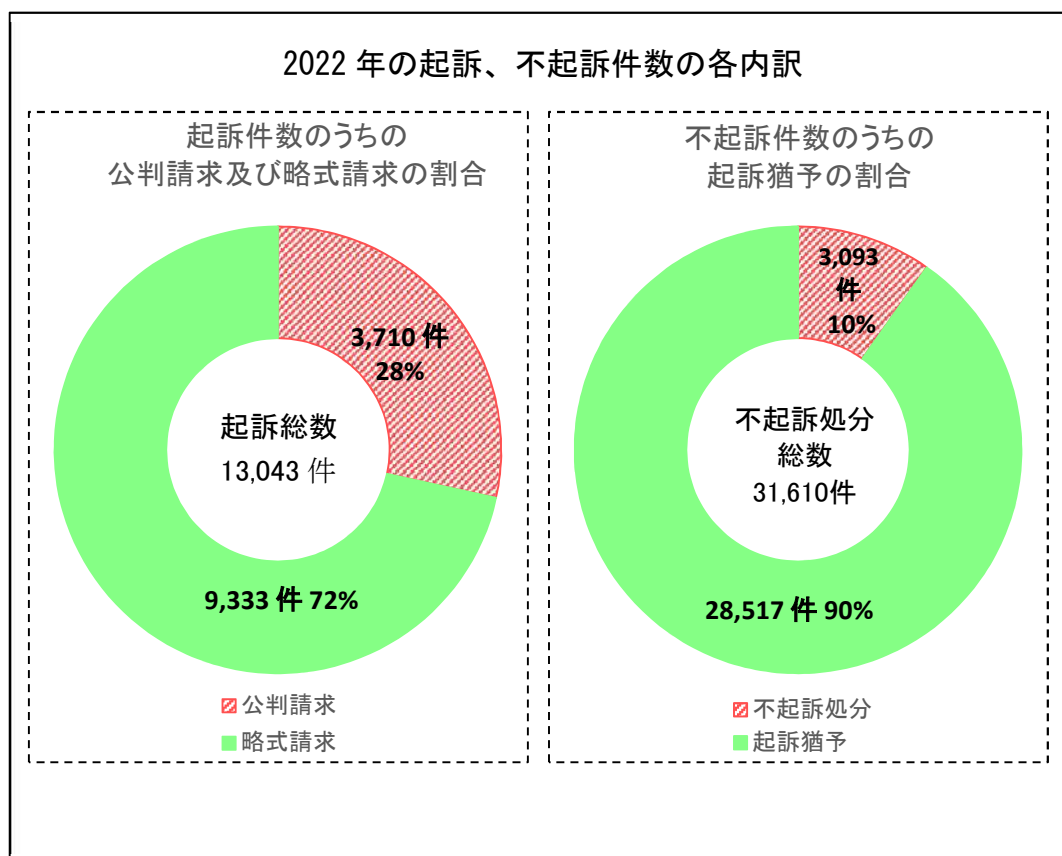
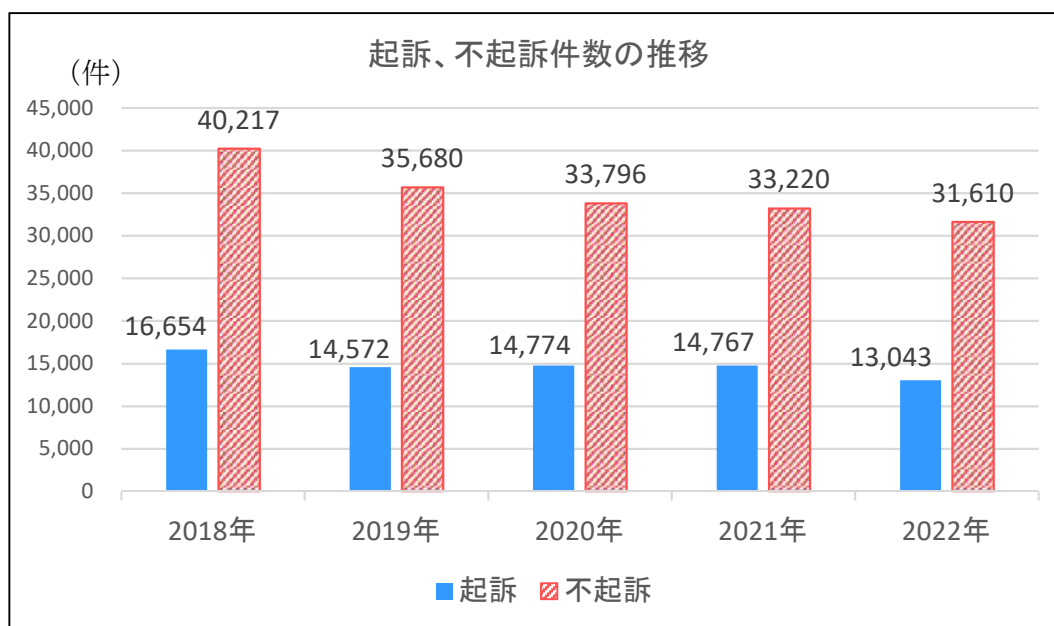
(1) 新規受理件数の推移



注1 特別法犯は、刑法犯及び過失運転致死傷等以外の罪をいい、条例違反を含む。

注2 道交違反は、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう。

(2) 事件の処分状況



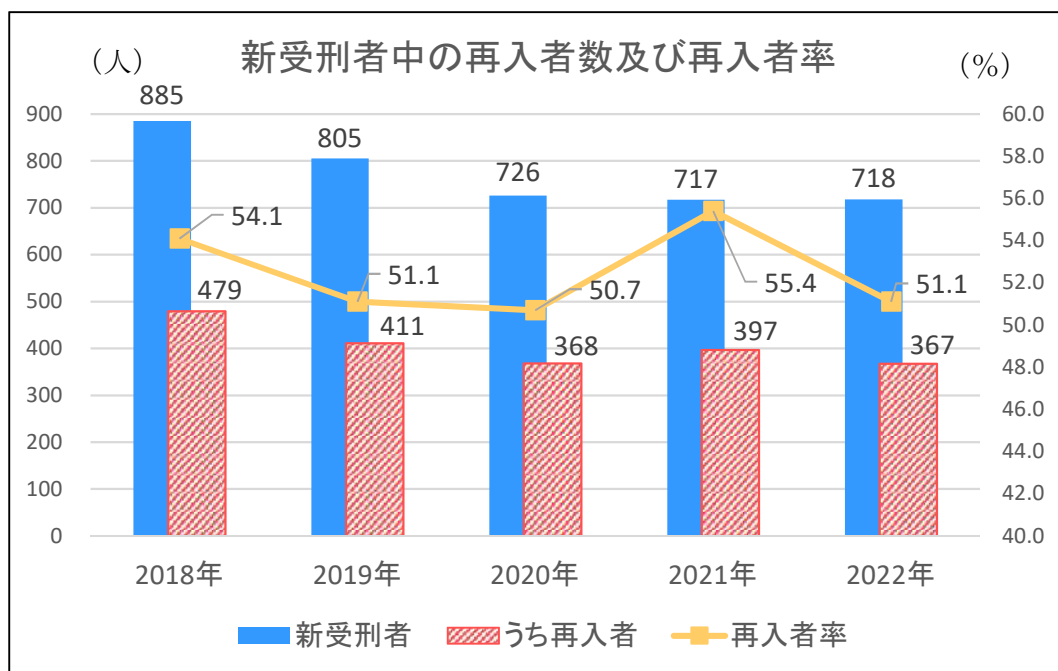
3 矯正施設における入所者等の状況

※1 法務省調べによる。

※2 新受刑者は、当該年に刑事施設に入所した者の統計。

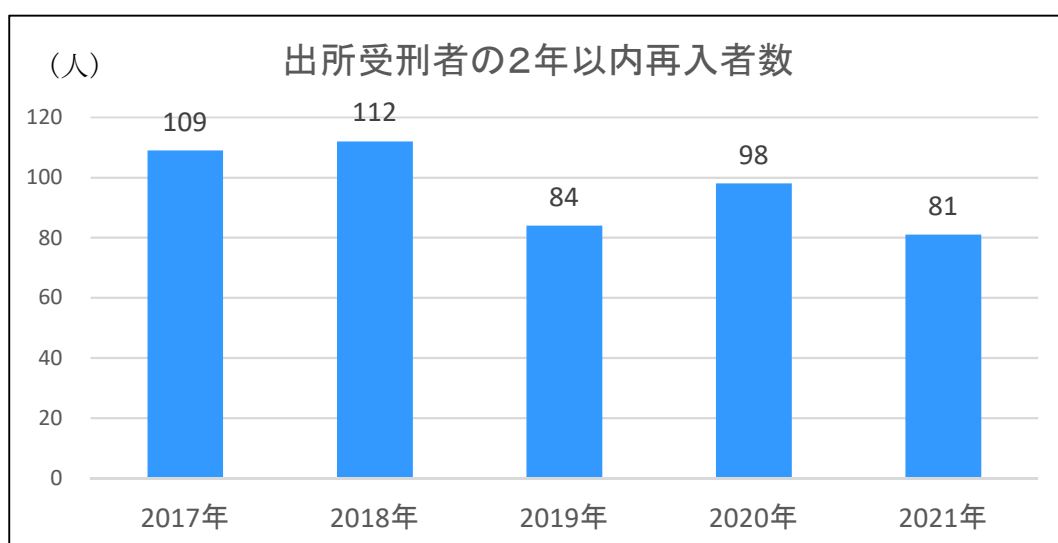
※3 (3)を除き、犯罪時の居住地が神奈川県である者の統計。

(1) 再入者（入所度数が2度以上の者）の状況



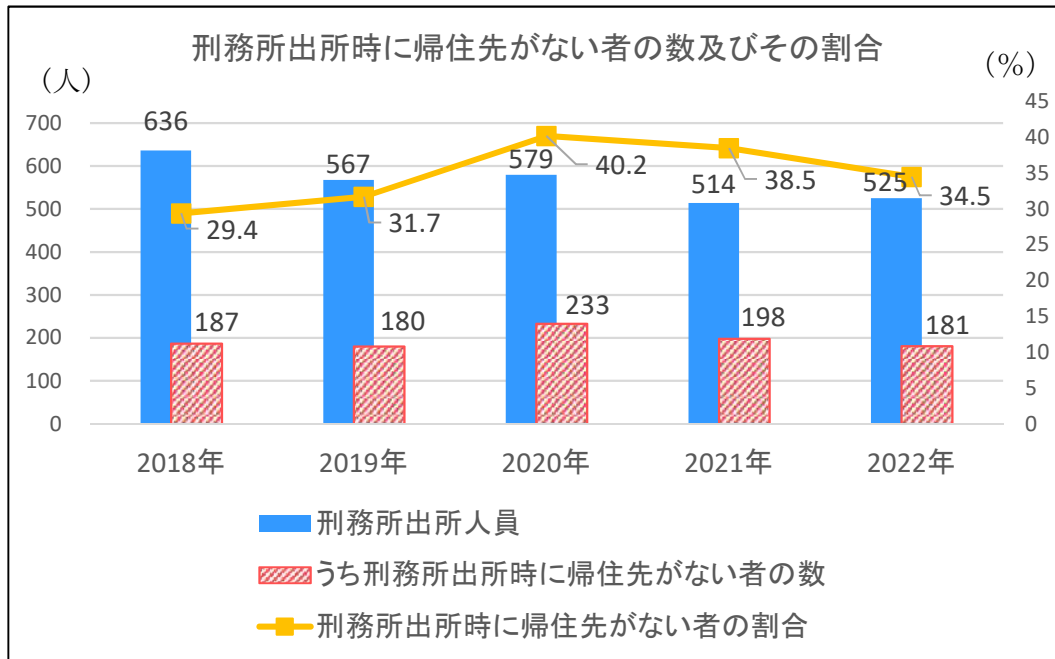
注 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合。

(2) 2年以内再入者の状況



注 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。

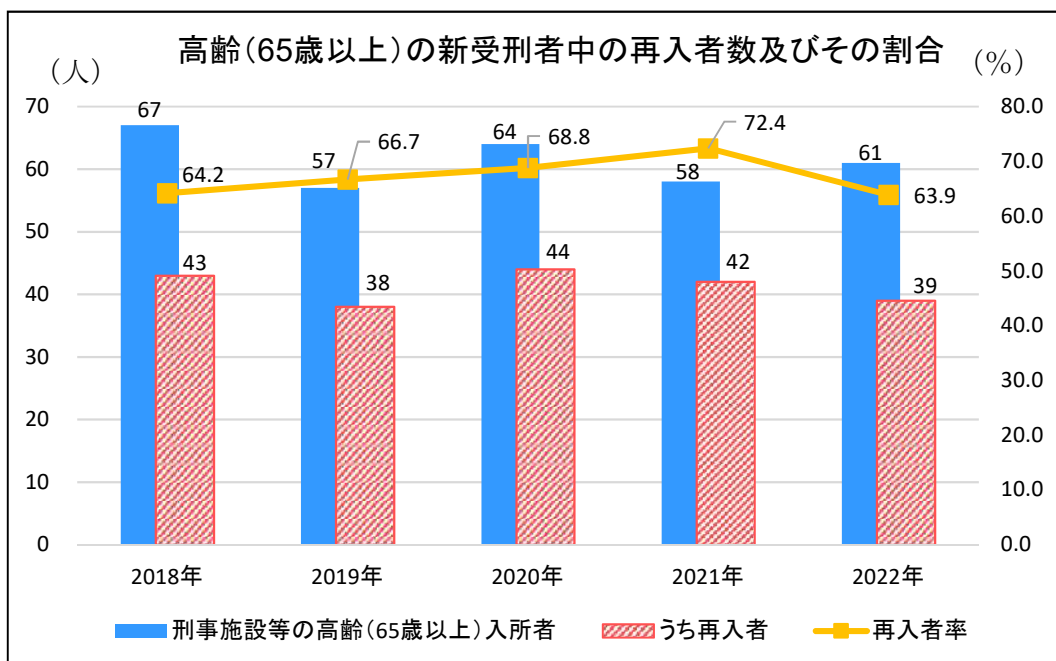
(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



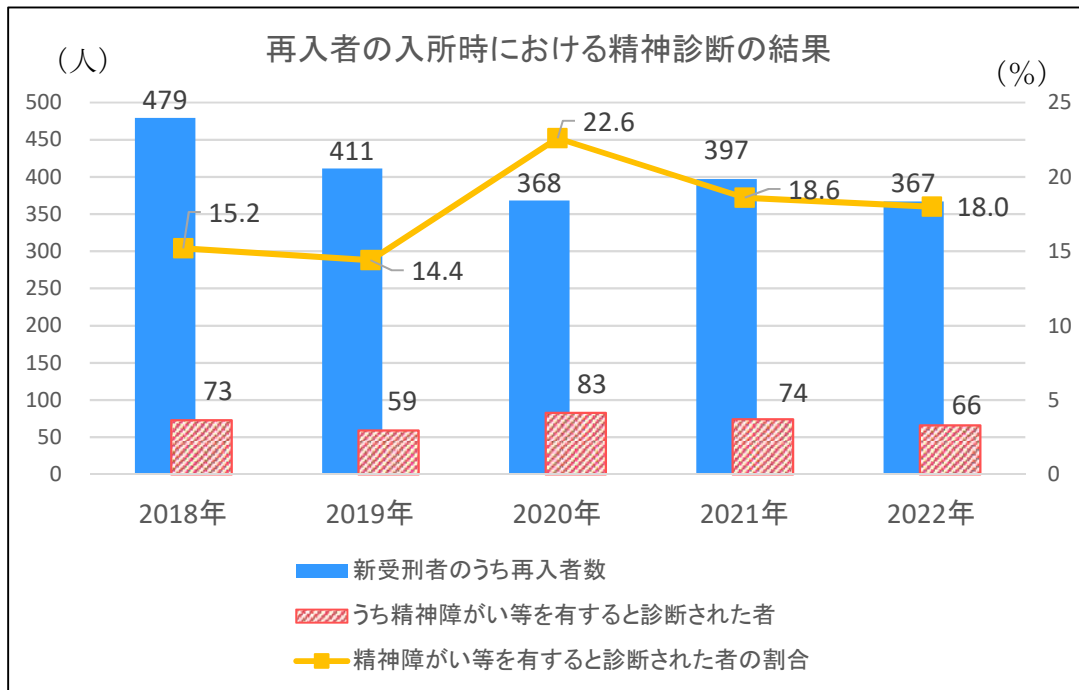
注1 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

注2 神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値。

(4) 高齢（65歳以上）受刑者の状況

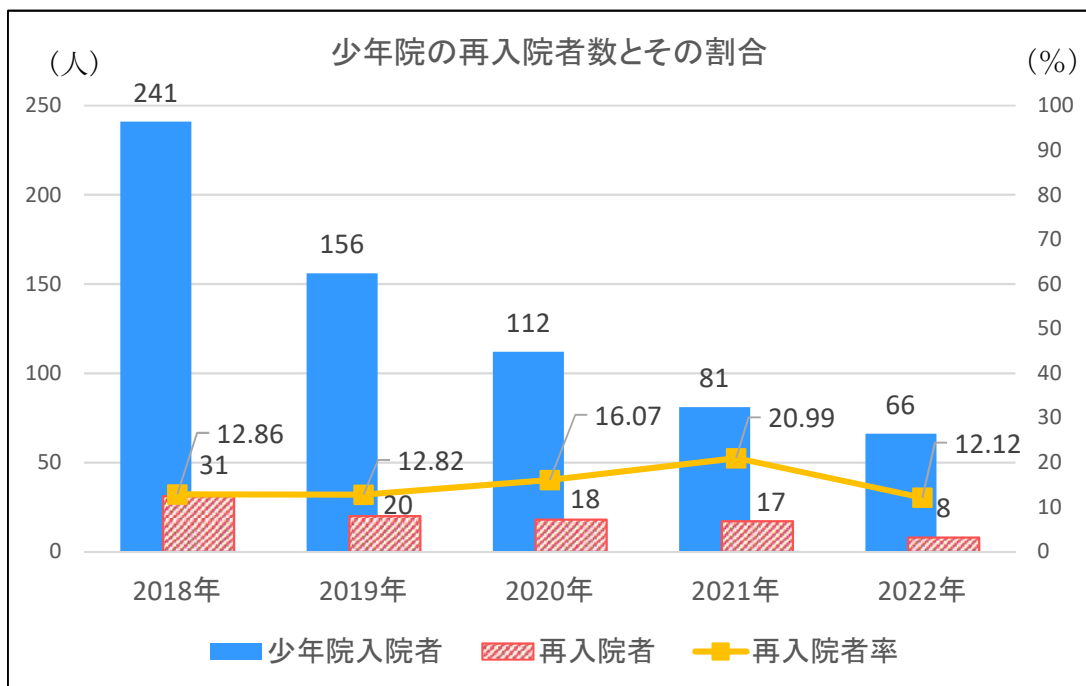


(5) 再入者の入所時における精神診断の状況



注 「精神障がい等があると診断された者」とは、刑事施設等において、知的障がい、人格障がい、神経症性障がい及びその他の精神障がい（精神作用物質使用による精神及び行動の障がい、統合失調症、気分障がい、発達障がい等を含む。）があると診断された者をいう。

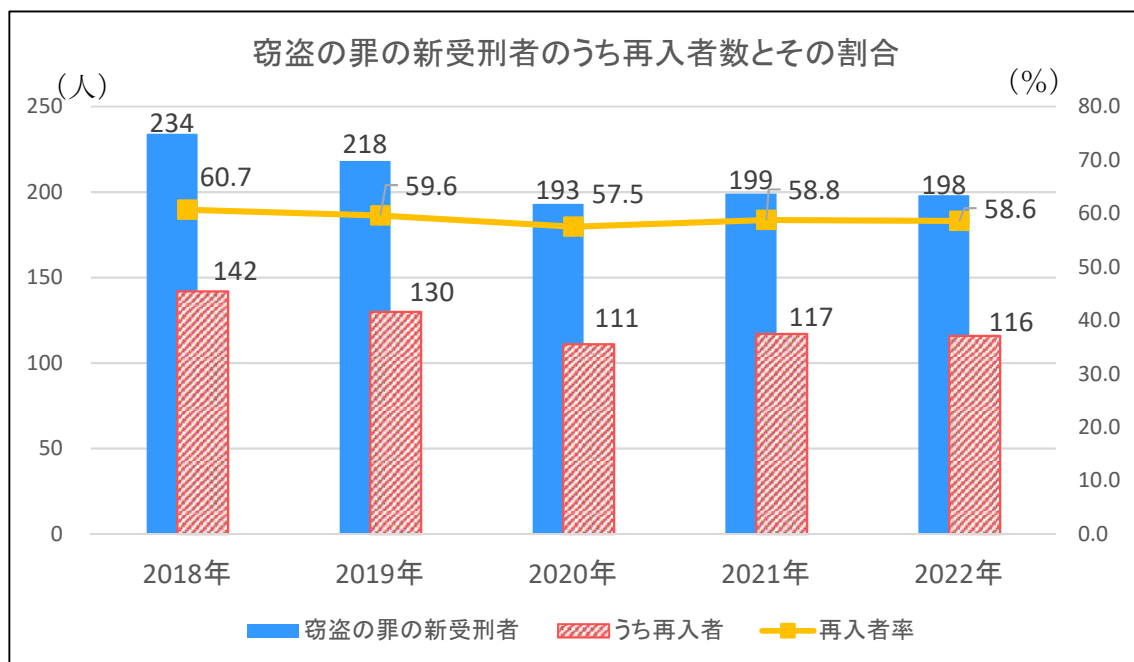
(6) 少年院入院者の状況



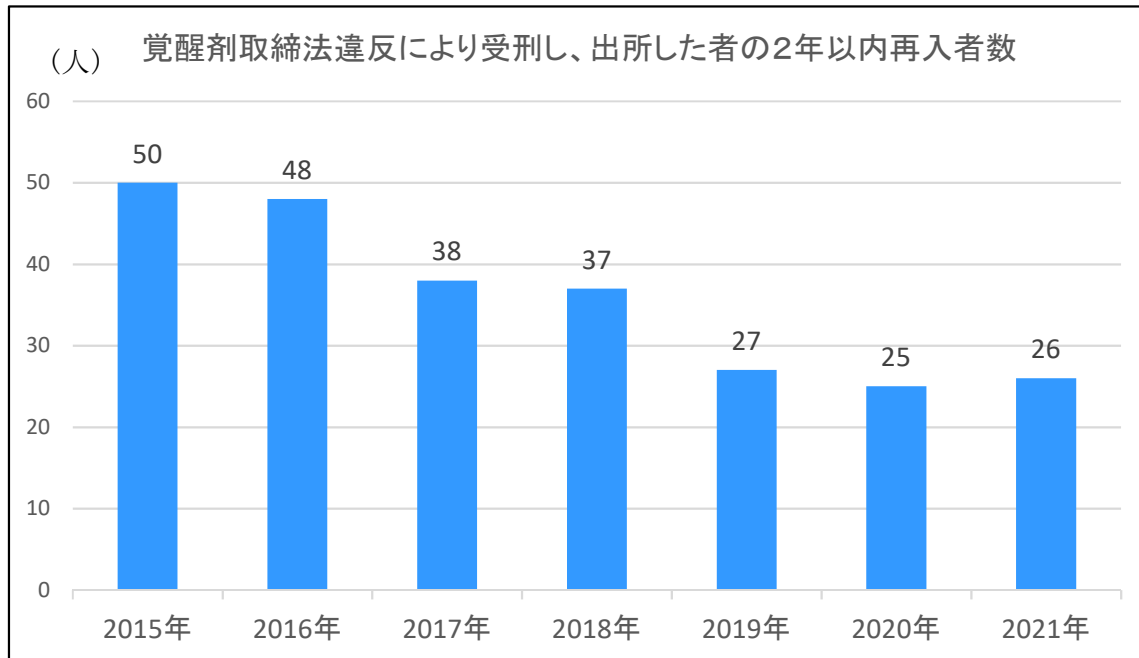
注 1 非行時に居住していた都道府県に基づき集計。

注 2 割合は県が算出。

(7) 窃盗の罪により受刑した者の状況



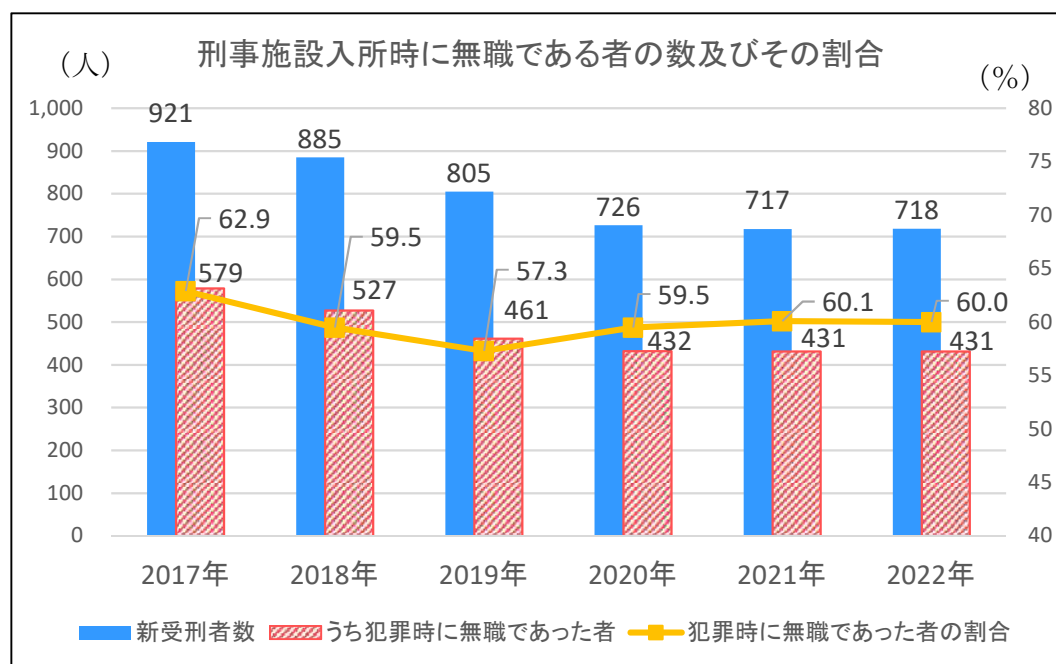
(8) 覚醒剤取締法違反により受刑した者の状況



注1 再入所に係る犯行時の居住地が所在する都道府県に基づき集計。

注2 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。

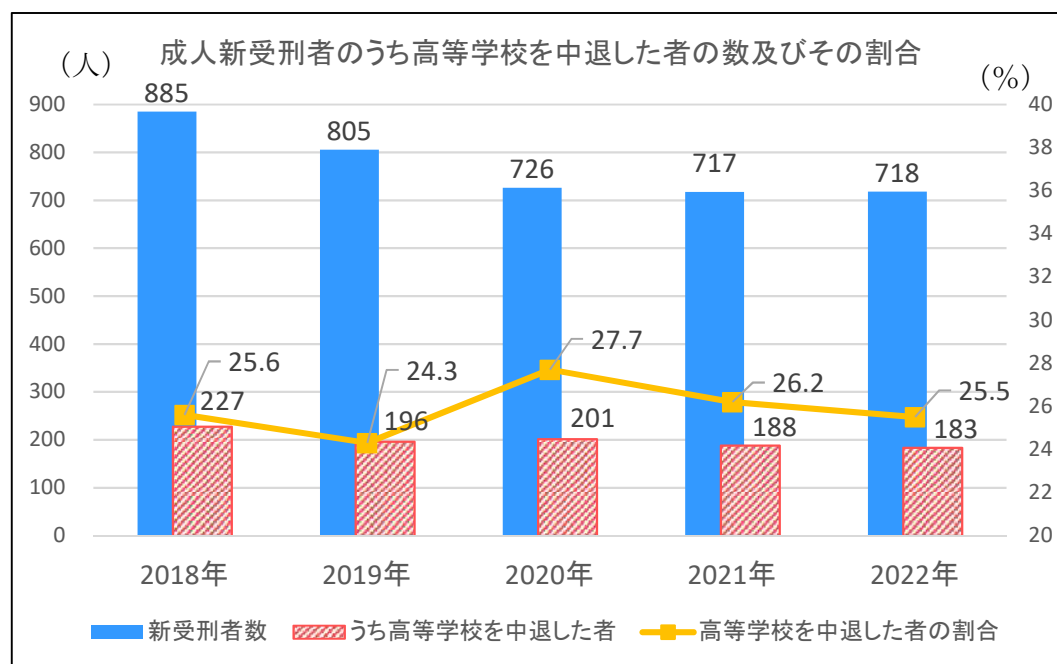
(9) 刑事施設入所時に無職である者の状況



注1 「犯罪時に無職であった者」とは、学生・生徒、家事従事者、年金など定収入のある無職者をいう。

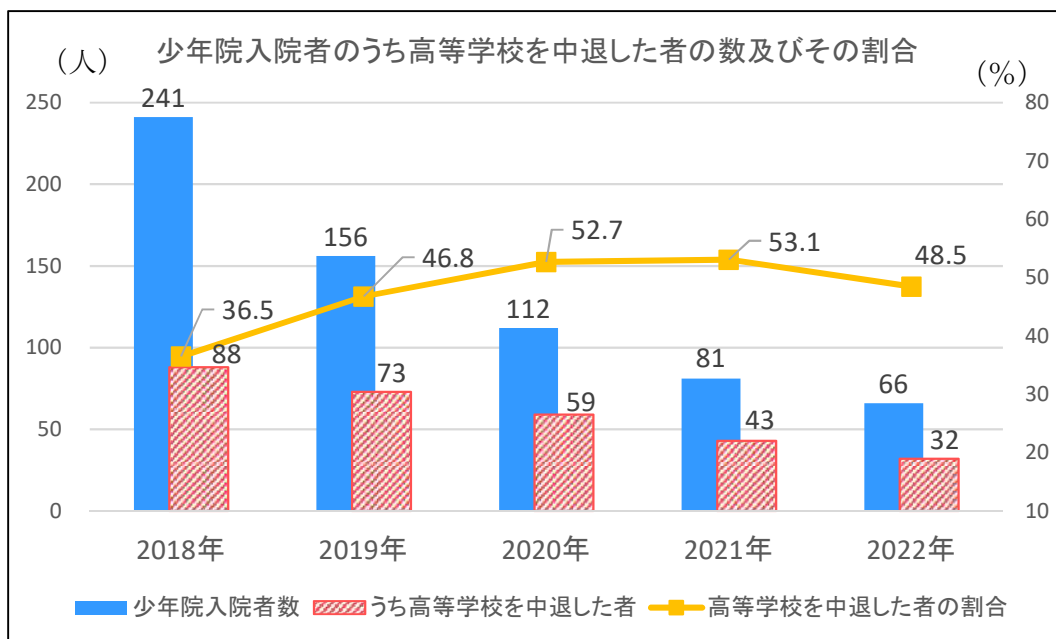
注2 割合は県が算出。

(10) 成人受刑者の就学状況



注 割合は県が算出。

(11) 少年院入院者の就学状況



注1 非行時に居住していた都道府県に基づき集計。

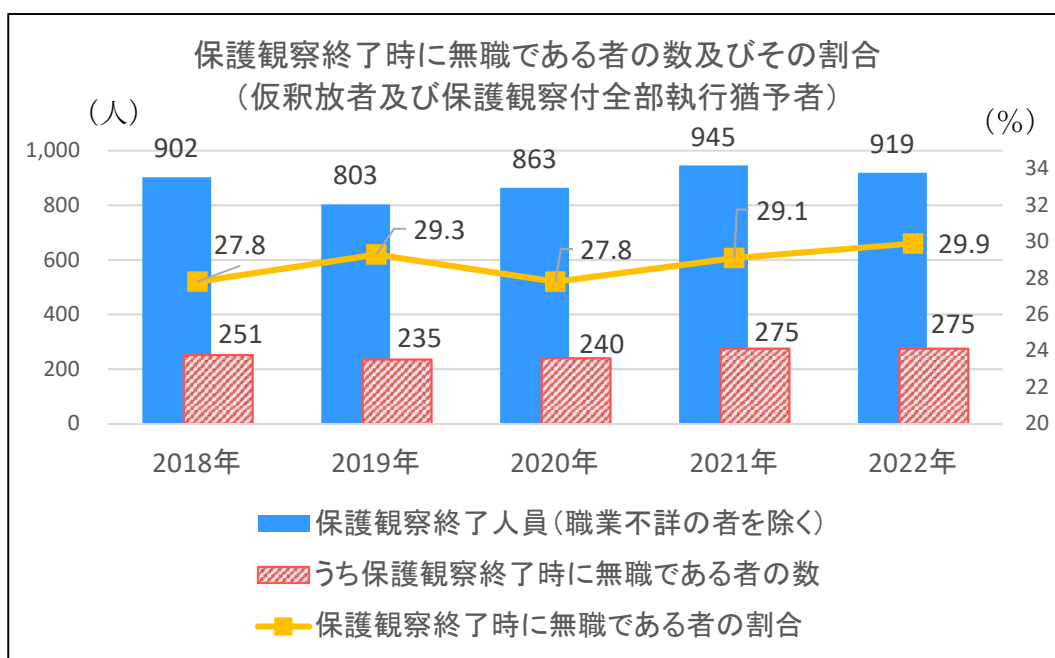
注2 割合は県が算出。

4 更生保護に関わる状況

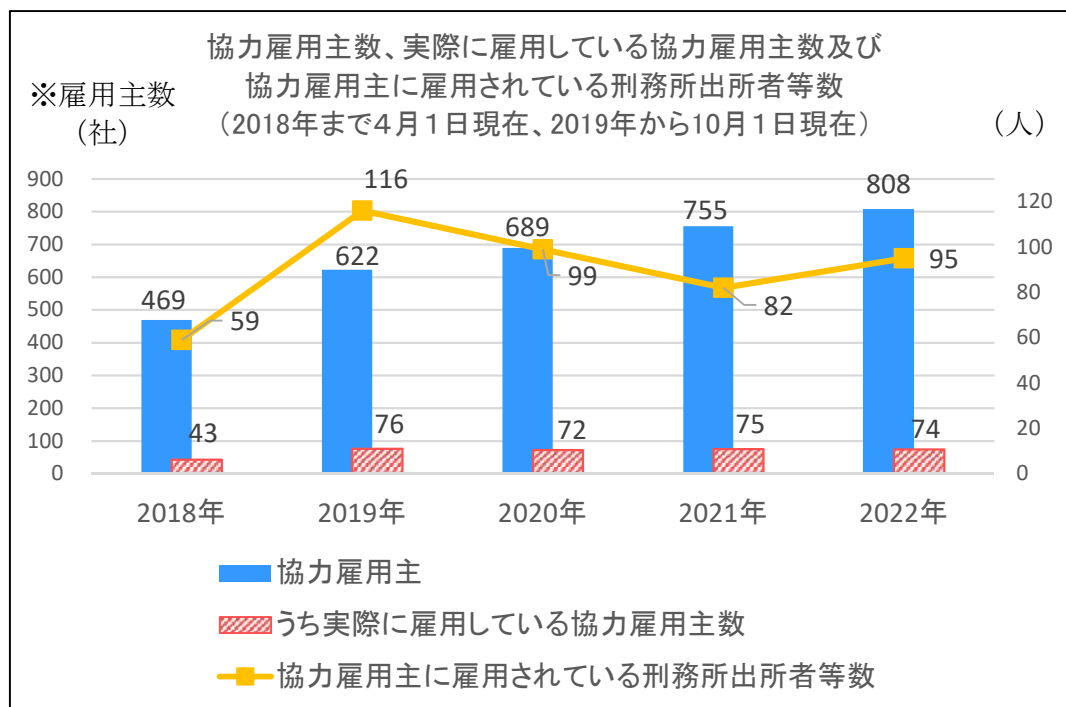
※1 法務省調べによる。

※2 横浜保護観察所管内の数値。

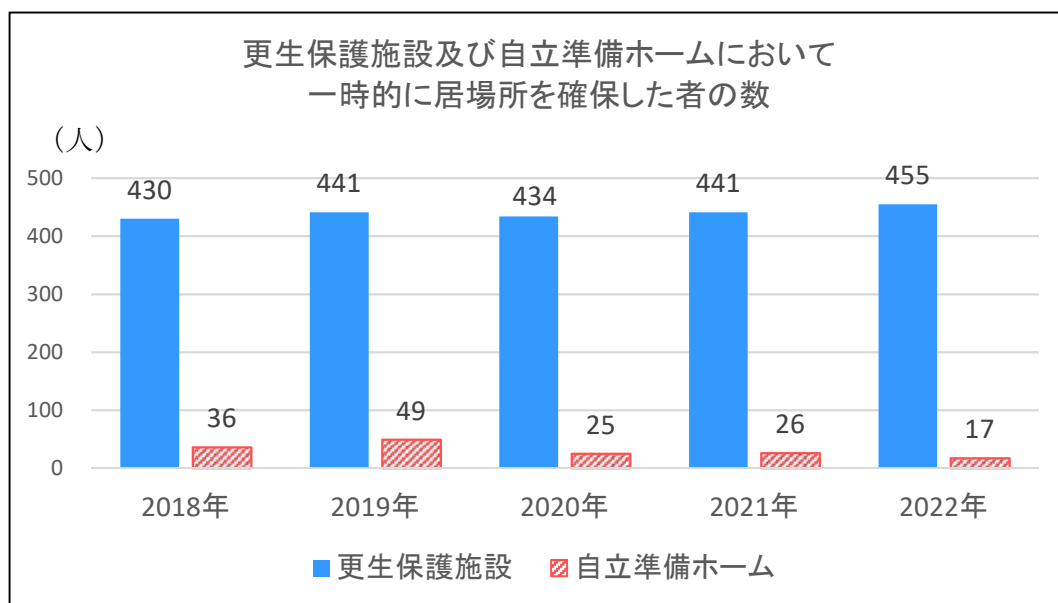
(1) 保護観察終了時に無職である者の状況



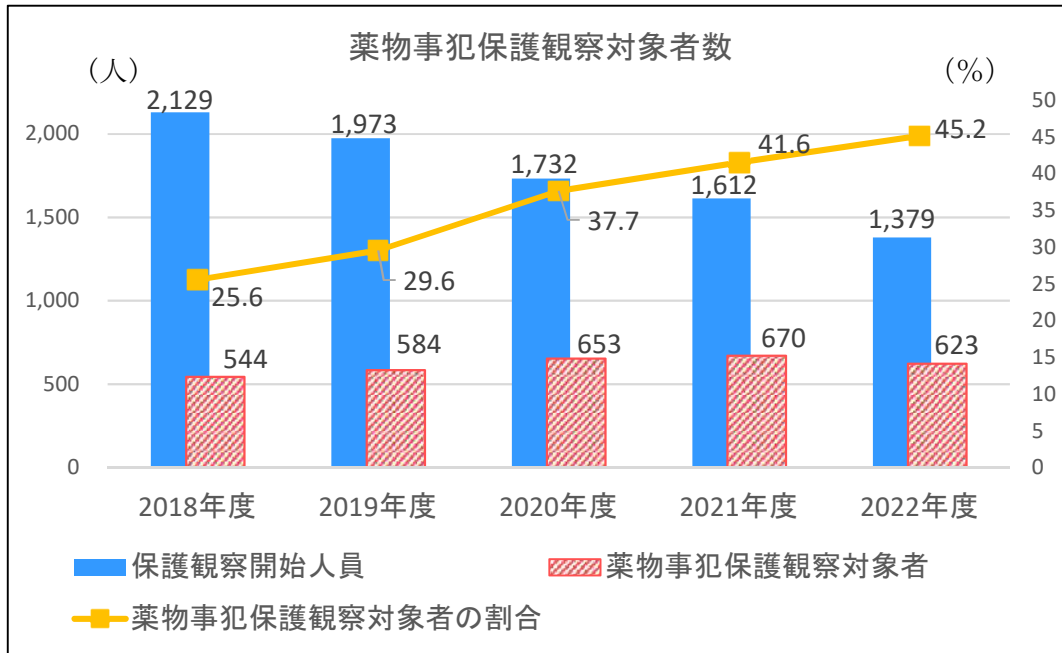
(2) 協力雇用主等の状況



(3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況



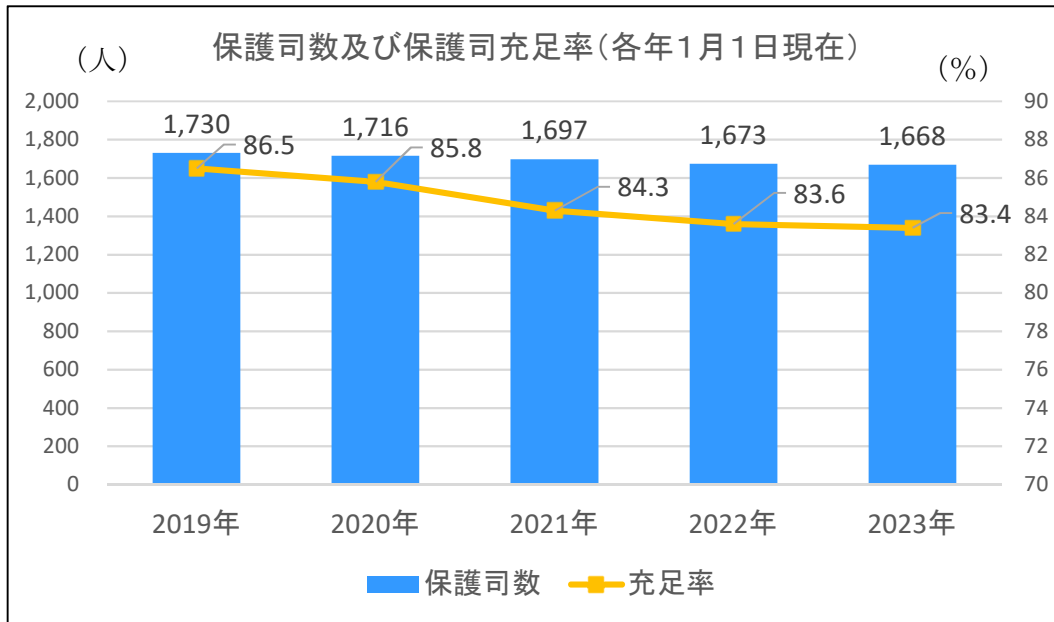
(4) 薬物事犯保護観察対象者の状況



注 保護観察開始人員は、1号観察から4号観察までの合計人数。

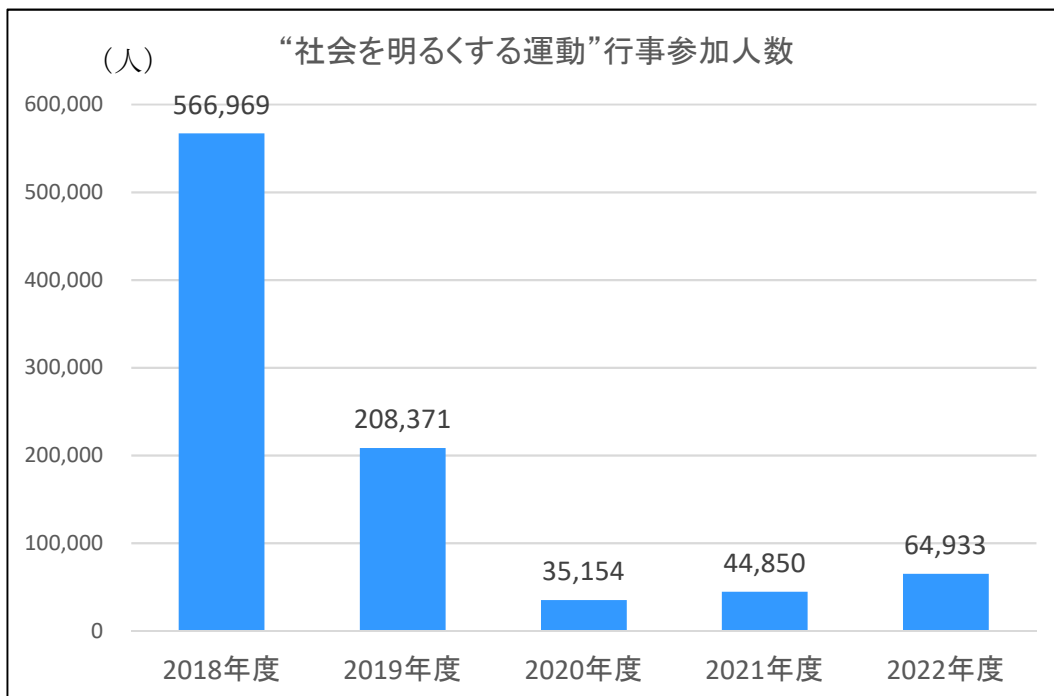
- 1号観察：家庭裁判所の決定により保護処分に付された者に対する保護観察
(更生保護法第48条第1号)
- 2号観察：地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された者に対する保護観察
(更生保護法第48条第2号)
- 3号観察：地方更生保護委員会の決定により仮釈放を許された者に対する保護観察
(更生保護法第48条第3号)
- 4号観察：裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者に対する保護観察 (更生保護法第48条第4号)

(5) 保護司の状況



注 2023年1月1日現在の神奈川県における保護司定数は2,001人。

(6) “社会を明るくする運動”の状況



注 “社会を明るくする運動” 県及び地区推進委員会において実施した行事の参加人数。

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

2022（令和4）年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の60%が無職者という状況です。この数値は2017（平成29）年と比べて減少していますが（第2章3（9）参照）、依然として不安定な就労が犯罪のリスクになっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

犯罪をした者等の就労を確保するため、国においては、これまでに、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、刑務所出所者等を雇用する民間の協力雇用主の確保に加えて、コミュニケーション等の基本的な能力の強化や職場定着に向けた取組の強化等が実施されています。

県では、職場定着支援や協力雇用主を対象とした入札参加資格制度における優遇措置を行い、刑務所出所者等の雇用を促進してきました。

こうした取組により、本県において、第1期計画策定時に比べて、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数が増加し、犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数も増加しています。また、職場定着支援が終了した後も、県は、協力雇用主及び就労した支援対象者に対してアフターフォローを行うことにより、5割の対象者が3か月後も就労を継続しているなど着実に成果を上げてきました。

しかしながら、登録のある協力雇用主の業種と刑務所出所者等が希望する業種が必ずしも合致する訳ではないことから、さらに協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進するため、国では、広報活動等により、多様な業種の協力雇用主を確保するための取組が行われています。県においては、引き続き、対象者に社会人として必要なスキルやトラブル対応への助言等を行うとともに、協力雇用主に対して刑務所出所者等の雇用について理解を深めるよう支援を強化するなど、対象者の就労後の定着支援を進めていく必要があります。

【具体的施策】

【刑務所出所者等就労支援事業（職場定着支援）】

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等の実施、及び研修会等の開催により協力雇用主の育成等を行い

職場定着を促進します。

【保護観察対象者の直接雇用】

- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。

【協力雇用主を対象とした入札参加資格制度における優遇措置】

- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。

【神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会】

- 社会復帰に困難が伴う暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

【障害者就業・生活支援センター生活支援等事業】

- 障がい者のうち、職場になじめず離職した方や離職のおそれがある在職者など職場への定着が困難な方に対して、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活上の相談等に応じることにより、就業に伴う日常生活、社会生活に必要な支援を行います。

【民間の取組】職場体験事業

(神奈川県就労支援事業者機構)

不良行為で補導される少年や問題少年は、家庭や学校に居場所を見つけられないまま不良行為等を繰り返すなかで、犯罪の加害者や被害者にもなります。そうした少年たちの多くは就労経験に乏しいことから、自力で求職活動を続けることも出来ないでいます。当機構は、そうした少年に職場体験を支援することを始めました。この事業は、当初、休眠預金（ジャンピア）を活用した事業としてスタートさせ、3年間事業を続け、2023年3月末で終了しましたが、関係機関から事業継続の要望もあり、本年4月からは当機構の自己資金で実施しています。

職場体験は2日間です。体験先は、少年が希望する職種を中心に検討しますが、受け入れる事業所には、その年齢を考え、仕事内容を分かりやすく丁寧に行うようお願いしており、体験日には機構職員も立ち合います。対象の少年は、関係機関・団体（家庭裁判所、警察、弁護士、児童福祉機関等）からの申出を受けて実施しますが、職場体験の参加費用は無料です。体験先までの交通費等も規定に基づき支給されます。

この事業の目指すところは、少年が体験先に居場所を見つけたり、立ち直りのきっかけにしてもらうことです。そして、仕事での知識や技術・技能に触れたり、働く人と接するなかでの勤労観や職業観、社会人としての基本的なマナーの習得です。

職場体験しませんか

あなたを変える2日間です

さあ、行ってみよう 職場体験!!

参加費 無料

—— 体験先で就労するときは、定着支援も受けることが出来ます ——

体験対象者	▶ 横浜市及びその周辺に居住する少年(16歳から20歳)
体験先企業	▶ 大工・介護施設・美容理容・水道工事・電気工事・イベント企画・測量 左官・クリーニング・飲食店・造園・外壁工事・農業・塗装ほか
体験の日程	▶ 参加者と体験先企業とで日程を決めていきます 期間は2日間 一日3～4時間の体験です

☒ **体験で得られること...**

- ・希望する職種への疑問や不安を、現場で見聞することができます
- ・仕事に必要な知識や技術・技能に触れることもできます

Q 体験先の場所はどこになりますか A 参加者の希望を確認してから決めていきます	Q 初めての体験なので不安です。誰かと一緒にいませんか A 体験先には一人で行きます。職員が同行しますので安心下さい	Q 服装はどうすれば良いですか A 体験先によって違うので、その指示に従ってもらいます
Q 体験では、何か約束ごとがありますか A 体験後にアンケートに答えてもらいます。	Q 体験先で就労することもできますか A 事業主との相談になります。社員寮のある事業所もあります	Q 就労できても不安がありますか A 就労した日から3か月間、就労をサポートします

認定NPO法人 神奈川県就労支援事業者機構

【神奈川県就労支援事業者機構が実施する職場体験のチラシ】

【国の取組】 刑務所出所者等就労支援事業による就職支援（ハローワーク）

刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に収容されている懲役受刑者、禁錮受刑者及び少年院に収容されている在院者や保護観察の対象者、更生緊急保護の対象者の就労の確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要であり、ハローワークは矯正施設・更生保護機関と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しています。

具体的には、受刑者等である支援事業の支援対象者等については、矯正施設の職員と連携を図りつつ、矯正施設における職業相談、職業紹介、職業講話、求人・雇用情報の提供等の支援を行っています。

保護観察対象者等である支援対象者等については更生保護機関の職員と連携を図りつつ、個別の面接を行う等により、適切な支援メニューを選定し、就労支援を行っています。

神奈川県内では、横浜刑務所、横須賀刑務支所にハローワーク職員が定期的に在駐する日を設け職業相談等を実施、久里浜少年院においては本年度より同様に支援を行っています。

出所までにひとりでも多くの対象者の就労先を決定し、釈放又は出院後速やかに社会生活が送れるよう、また、必要な者には就職後も支援を継続する等、引き続き関係機関との連携強化を図って参ります。

(2) 住居の確保

【現 状 と 課 題】

適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者は、2年以内に刑務所に再入所する割合（再入率）が、更生保護施設（親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設）等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえます。

これらの課題に対応するため、国においては、これまでに、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めるとともに、更生保護施設等の退所後の地域における生活基盤の確保に向け、居住支援法人との連携を進めてきました。その結果、適切な帰住先が確保されていない刑務所出所者数の減少や満期釈放者の2年以内再入者数の減少等、住居の確保に向けた取組は一定の効果が上がっています。

県では、更生保護施設への事業費補助に加え、県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供、保護観察対象者等住宅確保が困難な者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供、住居確保給付金を支給するなど、要配慮者の居住安定確保を図っています。

しかしながら、県内の刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数は減少しているものの、刑務所出所者のうち帰住先がない者の割合は減っていないことから、引き続き、地域における定住先の確保が課題になっています。

【具 体 的 施 策】

【更生保護施設への事業費補助】

- 更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適應させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。

【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】

- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するとともに、居住に関する課題を発見し各専門機関へつなぐ人材を育成する、神奈川県居住支援協議会の取組の促進などにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

【県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供】

- 県営住宅において、刑務所出所者等を含めた住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。

【更生保護関係団体に対するセーフティネット住宅の周知】

- 出所者を支援する更生保護施設に対して県営住宅の空き状況等の情報を提供する等、関係団体と連携して刑務所を出所した方々等が住まいを確保できるよう取り組みます。

【住居確保給付金の支給】

- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

【居住不安定者等居宅生活移行支援事業】

- ネットカフェや無料低額宿泊所等で寝泊まりするなどの不安定な居住状態にある方に対して、住居探しから入居後定着するまでの一貫した支援を提供することで、生活再建を後押しします。

【神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進】

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。

【民間の取組】更生保護施設の取組（神奈川県更生保護事業連盟）

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがなかったり、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人達に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

県内には、横浜市に更生保護法人まこと寮と更生保護法人横浜力行舎、川崎市に更生保護法人川崎自立会、小田原市に更生保護法人報徳更生寮と、4つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

これら更生保護施設では、地域の更生保護女性会による昼食会や餅つき会を定期的に開催してもらったり、地域の保護司会によるバーベキュー会や清掃奉仕をしてもらったり、地域のBBS会から映画会やバレンタインデーをしてもらったり、地域との融和を心掛けて運営されています。特に、近年新築した川崎自立会では地域交流室を設け、地域住民に自由に使ってもらい好評を博しています。



【報徳更生寮・餅つき会の様子】

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【現状と課題】

2022（令和4）年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が県内である者の全世代の再入者率は51.1%であるのに対し、65歳以上の高齢者は再入者率が63.9%と高くなっています（第2章3参照）。また、国において刑務所入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上の者などに対して、認知症スクリーニング検査等を実施したところ、2021（令和3）年では、18人に1人が認知症の診断を受けています。さらに、知的障がいのある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことなどから、高齢者や障がい者などの福祉的ニーズを抱える者に対して支援していくことが大変重要です。

国においては、矯正施設在所中の段階から高齢者又は障がいのある者等に対して、アセスメントを実施し福祉的支援が必要な者に対する支援方針の策定や、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図るとともに、出所後に適切な福祉サービス等を受けられるよう、地域生活定着支援センター等と連携して取り組んできました。また、刑務所等に入ることなく地域に戻る起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、法務省と厚生労働省による検討会の結果を踏まえ、2021（令和3）年度から、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組（被疑者等支援業務）が開始されました。

県は、県が設置する神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的支援が必要な高齢者や障がいのある者の刑務所出所者等に対して、受入施設の調整や相談支援等を実施してきました。また、2021（令和3）年度の被疑者等支援業務の開始に合わせ、同センターの体制の強化を図っています。

しかしながら、高齢者は刑務所へ再び入所する割合が依然高いことなどから、より一層、退所者を受け入れる社会福祉施設を増やすとともに、起訴猶予等により刑務所に入ることなく地域に戻る者の割合が高いことなどから、国機関等とも連携して、被疑者等支援業務を含む入口支援の方策を検討していく必要があります。

【具体的施策】

【神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進】

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。（再掲）
- 刑務所出所者等が円滑に地域へ戻ることができるよう、福祉関係の事業者等

を巡回訪問するなど支援協力者の確保を図ります。

- 保護観察所からの依頼に基づき、被疑者等に対する福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付けるなど高齢者や障がい者への支援体制を強化します。
- 矯正施設退所者を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇や本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うことで、福祉関係機関等をフォローし、本人の地域生活への定着を図ります。

【矯正施設見学会の開催】

- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入先の理解促進を図ります。

【高齢者万引き防止プログラムの活用】

- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、関係者とともに作成した「高齢者万引き防止プログラム」を県警や行政機関等を通じて周知することにより高齢者の万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。

【地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施】

- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。

【認知症対策総合支援事業（地域支援事業・包括的支援事業）】

- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。

【認知症疾患医療センター運営事業】

- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

【認知症相談支援事業】

- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ

「かながわ認知症コールセンター」において、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

【若年性認知症対策総合推進事業】

- 「若年性認知症支援コーディネーター」が、若年性認知症の一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行います。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。

【精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業】

- 精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みます。

【「神奈川県発達障害支援センター」による相談支援】

- 発達障がいをもつ障がい児者やその家族に対する支援を強化するため、「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を中心に研修等による人材育成や、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行い、地域の相談支援体制の整備を行います。

【障害者就業・生活支援センター生活支援等事業】

- 障がい者のうち、職場になじめず離職した方や離職のおそれがある在職者など職場への定着が困難な方に対して、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活上の相談等に応じることにより、就業に伴う日常生活、社会生活に必要な支援を行います。（再掲）

【生活困窮者自立相談支援事業】

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

【現状と課題】

神奈川県における薬物事犯保護観察対象者の割合は年々増加しており（第2章4（4）参照）、また、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法による再犯者率は、若干下がっているものの、依然として70%近くで推移しており、他の刑法犯に比べ、高い傾向にあります（第2章1（3）参照）。

薬物依存症からの回復に向けた取組として、国においては、薬物依存症に関する普及啓発や薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等が進められたほか、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムが実施されてきました。

県においても、「かながわ依存症ポータルサイト」に依存症に関するセミナーや自助グループの活動状況等を定期的に掲載するとともに、情報を必要とする依存症患者本人及び家族等に広く認知されるようサイトの認知度を向上させる取組を行ったほか、薬物相談窓口の開設、相談支援に携わる職員を対象にした研修の実施及び依存症家族講座を開催しました。さらに、依存症相談電話相談については、2023（令和5）年度より相談可能日を拡充しました。その結果、神奈川県における覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入者数が2015（平成27）年から2020（令和2）年までに緩やかに減少する（第2章3（8）参照）等、薬物事犯者に対する再犯の防止等に関する施策は、一定の成果を上げてきたと言えます。

しかしながら、「令和2年版犯罪白書」によれば、覚醒剤取締法違反の判決を言い渡された刑事施設入所者を対象にした調査において、専門病院や保健機関等の関係機関の利用状況について尋ねた結果、それらの機関の存在を知らない者が一定数いたほか、半数以上が、存在は知っていたが支援を受けたことがないと回答しており、その理由として、支援を受けられる場所や連絡先を知らなかったという者が3～4割を占めていました。薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は、回復可能であることを普及啓発していくことに加え、薬物依存症からの回復に向けて、国機関、地方公共団体、民間団体等の関係機関が連携し、地域社会の保健医療機関等につないでいくことが重要です。

【具体的施策】

【神奈川県薬物乱用対策推進本部の運営】

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。

【市販薬の適正使用の啓発】

- 違法薬物の乱用につながる恐れのある市販薬の大量摂取（オーバードーズ）について、健康被害などの怖さを若年層に対して啓発していくとともに、市販薬の適正使用について県民に広く、啓発していきます。さらに、SNS を活用して県の相談窓口を案内していきます。

【薬物関連問題相談事業】

- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。

【薬物依存症家族講座の開催】

- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。

【依存症対策総合支援事業】

- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。

【依存症対策総合支援事業（依存症電話相談）】

- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。

【かながわ依存症ポータルサイトによる情報発信】

- アルコール健康障がい、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト「かながわ依存症ポータルサイト」において、情報発信を進めます。

【市町村担当者に対する薬物依存症対策等の周知】

- 県や民間団体等の薬物依存症への取組について、実際に相談を受ける可能性のある県内市町村や市町村の相談窓口等へ周知を図ります。

【横浜地方検察庁と連携した相談機関の周知】

- 横浜地方検察庁と連携し、薬物などの依存症の相談機関について、薬物事犯の起訴猶予者等に周知を図ります。

【自助グループ主催事業への後援】

- 自助グループからの依頼に基づき、自助グループの活動に対して県が後援するなど、自助グループの活動を支援します。

【依存症に関する普及啓発の取組】

- 依存症に関する知識や効果的なコミュニケーション方法、相談機関等についてまとめた「依存症対応のヒント 家族のためのワークブック」について、ホームページでの掲載、研修や講座等における周知をはかり、依存症の問題で悩みを抱える家族を支援します。
- 県内の依存症相談窓口や依存症について周知するリーフレットやチラシを作成し、普及啓発に取り組みます。

【県と関係機関の連携による薬物依存症者への支援】

- 検察庁や保護観察所等の国機関や医療機関、相談機関、自助グループ等と連携し薬物依存の問題を抱える者への支援を強化していきます。

【依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業】

- 一般社団法人神奈川県断酒連合会（以下「神断連」という。）に酒害相談員研修等の酒害予防活動を委託し、県及び関係行政機関と神断連が協調して酒害予防活動を効果的に推進します。

かながわ依存症ポータルサイト



<https://kanagawa-izonportal.jp/>



依存症対応のヒント 家族のためのワークブック



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/izon/workbook.html>



【県の取組】依存症治療プログラム等の実施

(神奈川県立精神医療センター)

スマーブ SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)

米国マトリックス研究所で開発された外来薬物依存治療プログラムを参考にし、神奈川県立せりがや病院(現・神奈川県立精神医療センター)で開発され、その後全国に普及した薬物再使用防止プログラムです。

参加者はワークブックを使いながら依存している薬物がなぜ危険なのか、再使用の「引き金」は何か、どのようにして危険な状況を避けるかなどを過去の経験を振り返りながら学びます。グループメンバーが共に語り合い、新しい生き方を互いに認め合いながら断薬の継続を進めていきます。

サーブ SARPP (Serigaya Alcohol Relapse Prevention Program)

上記 SMARPP を参考に神奈川県立せりがや病院で開発された外来アルコール治療プログラムです。

ワークブックでは自分にとってなぜアルコールが問題なのか、お酒のない生活で見つけられるものは何かなどを考えていきます。お酒をやめることのみを目的とするのではなく、「よりよく生きる」「健康を取り戻す」「人間関係を回復する」などの視点でお互いに飲まない苦労や喜びを気楽に話せるようなミーティングを目指しています。

スコープ SCOP (Serigaya Collaboration for Open heart Project)

自分の感情に気づき、それを表現するスキルを育てることを目的としたプロジェクトです。物質や依存行動に頼らざるを得ない心理的背景や感情の問題に向き合い、物質や依存行動の力を借りなくてもより自由な感情を表現しながら人と関われるようになることを目指します。



3 非行の防止等

(1) 非行の防止等

【現状と課題】

2022（令和4）年における犯罪時に県内に居住していた成人新受刑者の25.5%は高等学校を中退しており、少年院入院者の48.5%は高等学校を中退している状況があります（第2章3（10）、（11）参照）。非行が就学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘もあります。

国においては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援、また、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所における保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携した学習支援等を実施してきました。その結果、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の全科目合格者率が増加するなど、修学支援のための取組は、一定の成果を上げてきました。

県では、少年相談・保護センターにおける非行相談や薬物乱用防止教室の実施により、非行の未然防止に取り組んできました。また、大学生少年サポーター及び少年サポートチームによる立ち直り支援の実施等、非行や不良行為等の問題を抱える少年が必要な支援から遠ざかることがないよう居場所づくりを進めてきました。

しかしながら、県内の少年院入院者が減っている中、再び少年院に入る者の割合は2021（令和3）年まで年々増加しており（第2章3（6）参照）、また、少年の大麻取締法違反による検挙人員が2021（令和3）年に過去最多となり、2022（令和4）年も高水準で推移しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、様々な問題を抱えた子どもたちが、薬物使用など非行に走らないよう相談を受ける体制を広く確保していくとともに、高校の退学等により居場所を失い、公的な支援が届かず、非行を繰り返すことがないよう、一人ひとりに寄り添った支援を進める必要があります。

【具体的施策】

【子ども・若者総合相談センター事業】

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。

【地域若者サポートステーション事業】

- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施すること

で、若年無業者等の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。

【学校警察連携制度】

- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。

【少年相談・保護センターにおける非行相談】

- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。

【少年サポートチームによる立ち直り支援の実施】

- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。

【大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進】

- 大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。

【高校生による非行防止教室】

- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。

【喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育】

- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。

【いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組】

- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

【生活困窮世帯の子どもの健全育成事業】

- 生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置し、アウトリーチ型の支援を行うとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組みます。

【県の取組】非行・被害防止サミットについて（神奈川県警察）

神奈川県警察では、「非行・被害防止サミット」を開催しています。

「非行・被害防止サミット」とは、県警察が主導し、学校等の教育機関や地域と連携して平成 22 年 4 月から開催している施策であり、児童・生徒自身が、非行問題や被害防止等についてテーマを設定し、グループ単位で問題解決に向けた討議活動を行い、その結果を各学校や地域に発信する取組です。

令和 5 年 7 月には、川崎臨港警察署において、管内所在の高校・中学校の生徒とともに「闇バイト犯罪加担防止サミット」を開催し、「なぜ、闇バイトに手を出してしまうのか」、「非行を防ぐために、自分たちにできることは何か」等について、話し合い、意見を発表するとともに、その結果を出席者が各々の学校に持ち帰り、在校生に向けて発表しました。



「闇バイト犯罪加担防止サミット」の様子



高校生が作成した啓発ポスター

また、同サミットでは、川崎臨港警察署員が作成した啓発動画「危険な闇バイト～リンゴちゃん物語～」を視聴した後、警察官による講義の中で闇バイトの危険性を説明したところ、生徒や教員からは「漫画形式で分かりやすかった」などといった意見があるなど、生徒らの理解を深めることができました。



リンゴちゃん



<https://www.youtube.com/watch?v=SMJZSaafqL8&t=17s>

神奈川県警察公式 YouTube 二次元コード
(啓発動画はこちらからご覧ください)

4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

(1) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

【現 状 と 課 題】

「令和4年版犯罪白書」によると暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加しており、2021（令和3）年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数は、8万3,042件（前年比0.5%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が2万895件（25.2%）、女性が6万2,147件（74.8%）でした。また、ストーカー規制法違反の検挙件数は、2012（平成24）年から著しく増加しており、2021（令和3）年の件数は著しく増加した2012（平成24）年の前年である2011（平成23）年と比べると約4.6倍でした。さらに、性犯罪は被害者が被害を訴えにくく顕在化しない事案が多いともいわれています。再犯の防止等のためには、犯罪や非行の内容や各個人の特性に応じた効果的な支援を行うことが重要です。

国においては、これまで、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、対象者をより客観的に評価し、各種プログラム等につなげるなどの罪種・類型別の専門的指導の充実が図られてきました。また、少年に対して、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。

県では、DVに悩む方のための相談やストーカー加害者に対する指導に取り組み、DVに関する相談事業については、相談窓口を案内するリーフレットの作成や啓発動画の公開により、若者層に対する啓発を行ってきました。就労状況、配偶関係、教育程度等、犯罪の背景にある事情は様々であり、罪種のみならず、個々の状況に合わせた寄り添った支援が求められます。また、性犯罪は、被害者に及ぼす心身の影響が大きいことから、引き続き、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止に向けて取り組むとともに、関係機関で連携を図っていく必要があります。

【具 体 的 施 策】

【ストーカー加害者に対する指導等】

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。

【DVに悩む方のための相談】

- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。

【子供を対象とする暴力的性犯罪をした者への対応】

- 16歳未満の子どもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。

【性犯罪をした者への対応】

- 性犯罪プログラムを実施している保護観察所や医療機関等の取組や、性犯罪をした者の実態や課題について、各関係機関で情報の共有を図り、意見交換を行います。

【神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会】

- 社会復帰に困難が伴う暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。(再掲)

【少年サポートチームによる立ち直り支援の実施】

- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。(再掲)

【大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進】

- 大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)

【国の取組】社会貢献活動（久里浜少年院）

久里浜少年院では、NPO法人育て上げネットの井村良英氏の仲介により、「公益財団法人日本フィランソロピー協会」及び「椎名洋ラン園」の指導・援助を受け、令和2年度から、蘭の花を在院者が院内で生育し、生育後、メッセージを添え、近隣の児童養護施設、神奈川県内の外国人等支援施設、神奈川県内の小児医療専門病院及びその病院に入院する患者の家族を支援するための宿泊施設を運営するNPO法人に贈呈する活動「花育」を実施しています。この取組は当院在院者による社会貢献活動の一環として取り組んでいるもので、令和4年度には新たに神奈川県内のDV被害者用シェルター施設、難民支援団体施設、子供用ホスピス施設、心身障がい者用通所施設が新たに贈呈先に加わりました。

在院者のメッセージの一部を紹介します。

「名前はスマイルです。この花でたくさんの人が少しでも笑顔になってほしいと心を込めて育てました。」



【少年院在院者が育てた蘭の花】

【国の取組】発達上の課題を有する在院者に対する

「処遇プログラム実施ガイドライン」（久里浜少年院）

久里浜少年院では、平成 28 年 6 月に法務省矯正局から送付された、発達上の課題を有する在院者に対する「処遇プログラム実施ガイドライン」を活用しています。

ガイドラインでは、少年院における発達上の課題を有する在院者をめぐる課題を明らかにした上で、対応策等について項目別に説明しています。例えば、少年院における発達上の課題を有する在院者に対する処遇の項目では、個人別矯正教育計画の作成に関する項目で、処遇の段階ごとの留意点について紹介しています。また、保護者に対する働き掛けの項目の中では、障がい告知や保護者に対する働き掛けを実施する上での留意点について紹介しています。

当院では、発達上の課題等を有する在院者に対して、「KURIHAMA LIFE ADAPTATION SUPPORT」（K L A S）と称する生活適応支援プログラムによる処遇を実施しています。

このプログラムは、社会適応課程Ⅱ（※）に指定されて入院した在院者のうち、知的障がいや発達障がい等の障がい特性を背景として円滑な対人関係を結ぶことが困難であったり、社会参加に消極的になりがちであったりする在院者を対象に、その対人行動に関連する基本的スキルを伸ばすことを目的としています。

具体的には、3 級（新入時教育時）の段階中に、「要支援在院者アセスメントツール」と名付けたスクリーニングテストにより、支援が必要であると判断された者がプログラムの対象となります。

対象者は特定の集団寮へ編入し、プログラムを受けることになります。プログラムは、全 6 単元のセッション（各 70 分）となっており、自分の気持ちを素直に表現し合い、互いに認め合う経験等（構成的グループエンカウンター理論）を通して、コミュニケーション、自己理解、他者理解、集団参加などの社会生活における適応行動の基礎となるスキルの習得を目指しています。

（※）社会適応過程Ⅱ：少年院の矯正教育課程区分のひとつ。義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの。

5 民間協力者の活動の促進等

(1) 民間協力者の活動の促進及び連携

【 現 状 と 課 題 】

犯罪をした者等の社会復帰を支援する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものであり、地域社会における“息の長い”支援を行う上で極めて重要な役割を果たしており、国、県、市町村や関係機関、民間協力者等の皆で対象者を支えていくことが大切です。

保護観察官と協働して保護観察を行う保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会やBBS会等の更生保護ボランティア、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

国においては、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていくこととしています。

県では、保護司を始めとする更生保護ボランティアに加え、県内に所在する大学の学生が非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に対し、年齢の近い兄や姉のような立場から立ち直りを支援する「大学生少年サポーター」が活動しているほか、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な県内の保護司に対して表彰を行い、保護司活動及び更生保護活動への意欲、やりがいの向上を図っています。

しかしながら、依然として、県内の保護司数は減少しており、2023（令和5）年1月1日現在における神奈川県の実定数が2,001人であるのに対し、実際の保護司数は1,668人となっています（第2章4（5）参照）。また、立ち直ろうとしている者へのヒアリングでは、立ち直りには本人に寄り添って相談に乗ってくれる保護司の存在や互いに思いを受け入れ共感できる当事者同士のつながりを作る当事者団体の存在は大変重要であるとの意見が多くあり、今後より一層、関係機関と連携し、保護司の担い手の確保や活動支援に取り組むとともに、民間協力者が行う再犯の防止等の活動について、地域の理解促進を図ることが重要です。

【 具 体 的 施 策 】

【神奈川県優良保護司表彰】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。

【大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進】

- 大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）

【更生保護施設への事業費補助】

- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。（再掲）

【協力雇用主を対象とした入札参加資格制度における優遇措置】

- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。（再掲）

【「神奈川県再犯防止推進会議」の開催】

- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

【保護司適任者確保に係る取組に対する支援】

- 退職する県職員への保護司勧誘リーフレットの配付や市町村担当者が参加する会議等で説明する等、保護司適任者確保に向け取り組みます。

【保護司活動への支援】

- 更生保護サポートセンターに対する県内市町村における支援事例を共有するなど、保護司が対象者との面接等を行う場所を確保できるよう市町村に協力を促します。

【自助グループ主催事業への後援】

- 自助グループからの依頼に基づき、自助グループの活動に対して県が後援するなど、自助グループの活動を支援します。（再掲）

【民間の取組】学校との連携について（神奈川県保護司会連合会）

県内各地の保護司会では、非行防止に向けて、学校との連携が積極的に行われています。

犯罪や非行のない、誰もが笑顔で過ごせる地域づくりは、地域に暮らす誰もが望む願いのひとつです。そのためには、犯罪や非行に至る前に、地域の中で様々な機関・団体が手を取り合い一体となって子どもたちを見守り支えていくことが重要となっています。

各地区の保護司会では、地域コミュニティの中核である各小中学校等と連携することで、非行の防止、地域の犯罪予防活動を行っています。

具体的には、

- ・ 保護司による小中学校での薬物乱用防止教室の実施
- ・ 地域の保護司と学校の生徒指導担当教員との意見交換会
- ・ 小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストや標語コンクール等の実施
- ・ 小中学校ごとの“社会を明るくする運動”ミニ集会の開催
- ・ 学校長会等への保護司の出席 など

これまで長年にわたり培ってきた保護司の知識や経験をいかし、学校と連携した非行防止活動や犯罪予防活動が行われています。



【保護司による薬物乱用防止教室】

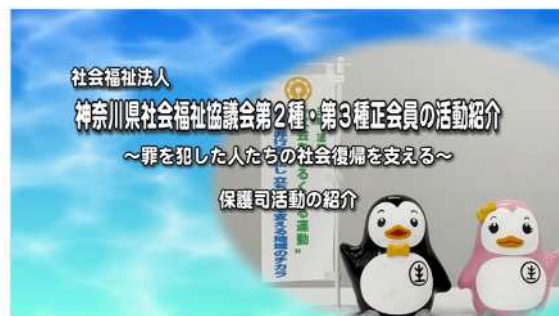
【国の取組】保護司の担い手の確保（横浜保護観察所）

保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域の安全・安心にとっても、欠くことができない存在です。しかしながら、保護司の担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。

横浜保護観察所では、神奈川県保護司会連合会と連携して、保護司候補者を確保するため、県をはじめ県内の地方公共団体、社会福祉協議会等の協力を得て、保護司の担い手を確保するための取組を行っています。

具体的には、

- ・定年退職する県職員や市町村職員、神奈川県警察職員等への保護司勧誘リーフレット等の配布
- ・市町村、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、地域ごとの「保護司候補者検討協議会」を開催
- ・保護司活動についての理解を広げるための保護司セミナーや保護司活動を体験する保護司インターンシップの開催
- ・神奈川県社会福祉協議会発行の広報誌への保護司活動の紹介記事の掲載
- ・神奈川県社会福祉協議会第2種・第3種正会員連絡会による「保護司のPR動画」作成への協力 など



保護司活動が紹介された「広報誌」と「PR動画」
(神奈川県社会福祉協議会作成)

【民間の取組】ともだち活動・グループワーク（神奈川県ＢＢＳ連盟）

ともだち活動はＢＢＳを代表する活動の一つです。保護観察を受けている少年をはじめ、様々な悩みを抱える子どもたちと同じ年代の、ちょっと年上の「ともだち」として勉強を教えたり、色々な遊びを通して一緒に楽しんだり、ふれあうことを通じて自立を支える活動です。保護観察所からの依頼を受け、主に対象の少年１人に対して、ＢＢＳ会員は１～２名の担当が付き、半年から長くても２年程の期間で中長期的な関わりを持ちます。

また、同様の活動として、グループワークも行っています。こちらは少年数名に対して、多くのＢＢＳ会員が関わり、料理や、スポーツ、ＢＢＱなど様々な企画を一緒に楽しんでもらう活動です。ともだち活動で関わりのある少年がグループワークに参加してくれることもあり、最後に「楽しかった」と言ってくれた時には、少しでも良い思い出になったのであればやってよかったと感じます。

どちらの活動でも大切にしているのは、少年とのコミュニケーションです。はじめは馴染めず無口だった子どもたちも次第に打ち解けてくれて、自分から会話をしてくれるようになります。これは、歳の近いＢＢＳだからこそできる活動だと感じています。



【グループワークＢＢＱの様子】

【民間の取組】川崎ダルクと連携した料理教室（神奈川県更生保護女性連盟）

令和5年度から、神奈川県更生保護女性連盟と川崎ダルクで料理教室を開催しています。川崎ダルクから「自炊ができるように料理教室を開いてほしい」と提案されたことがきっかけで、年に4回開催することになりました。

第1回目は、7月5日に行われ、神奈川県更生保護女性連盟からは5名、川崎ダルクからは4名が参加し、夏野菜カレー、野菜サラダ、浅漬けを作りました。

当日は、買い出しから行い、川崎ダルクデイケアセンター1階のオープンスペースで料理をしました。これまで包丁を使ったことがない方や、料理をしたことがない方もいたため、野菜の下ごしらえで指を切ってしまう場面もありましたが、速やかに神奈川県更生保護女性連盟のメンバーが手当をするなどベテラン主婦の優しい対応によって、順調に料理が進みました。

いよいよカレーが出来上がった頃には、最初はこわばっていた参加者の顔にも笑顔が見えるようになりました。「いただきます」の声が大きかったことが印象に残っています。たくさん作ったカレーはとても美味しかったです。お互い楽しくできたことに本当にやって良かったと思いました。

このように、神奈川県更生保護女性連盟と川崎ダルクの皆さんが良好な関係を築くことが、地域の方々の安心や信頼につながり、川崎ダルクへ親近感を持ってもらえるようになることを願っています。そして、ダルクの方が施設を出て自立をする際、よりスムーズに地域社会に溶け込めるよう、この取組が彼らの再犯防止に繋がればよいと思っています。



【7月5日開催 川崎ダルクとの料理教室の様子】

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、ポスターやSNSを活用した広報啓発のほか、「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」の実施や、YouTube 法務省チャンネルによる番組配信が行われています。また、法務省が主唱する、“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。再犯防止啓発月間であり、本運動の強調月間でもある7月には、全国各地において、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発が行なわれています。

県においても、再犯防止の普及啓発事業を支援するため、地区保護司会による“社会を明るくする運動”等更生保護の啓発に係る費用に対する補助や、本運動への協力として、県庁内におけるポスターの掲出、作文コンテストの後援及び記念品の購入を行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、“社会を明るくする運動”の行事やイベント等が中止・縮小されたことにより、行事参加人数は、令和元年から令和2年を境に大幅に減少している状況があります（第2章4（6）参照）。各種行事等が再開した今後について、これまで以上に、横浜保護観察所等の関係機関と協力し、県民一人ひとりが再犯防止の取組について考えるきっかけを作り、再犯防止に関する地域の理解を深めるよう取り組んでいくことが必要です。

【具体的施策】

【“社会を明るくする運動”への支援】

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。

【矯正施設見学会の開催】

- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。（再掲）

【高校生による非行防止教室】

- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)

【薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止指導員等の講師派遣】

- 学校等へ赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。

【犯罪や非行した者への偏見や差別意識の解消に向けた取組の周知】

- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、イベントでリーフレットを配布する等、県民に対し周知を図ります。

【保護司活動の広報・啓発への支援】

- 県政情報センター等で保護司リーフレットの配布や県のホームページで保護司の活動について掲載する等県民に対し保護司の活動について周知を図ります。

【ホームページにおける再犯防止の取組の周知】

- 県のホームページにおいて、県の再犯防止の各種取組や依存症などの相談先を掲載し、周知するとともに、国機関や当事者団体の取組の紹介や掲載ページのリンクを貼る等、様々な機関や団体の再犯防止の取組を周知します。



第 73 回 “社会を明るくする運動” の広報用ポスター

【民間の取組】神奈川県における“社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は“社会を明るくする運動”の強調月間とされており、全国各地で啓発活動が行われています。

神奈川県内では、更生保護のマスコットキャラクターである更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃんを活用した啓発活動が積極的に行われており、子どもたちへの「ホゴちゃんぬりえ」の配布、各種イベントでの「ホゴちゃん風船」の配布などが行われています。

また、サッカーJリーグ各クラブチームの協力のもと“社会を明るくする運動”の各種広報イベント等で活発な啓発活動が行われています。



【「横浜F・マリノス」の試合会場における広報活動とホゴちゃんぬりえ】

【国の取組】「横浜矯正展」および「横浜みなとみらい矯正展」の開催
(横浜刑務所)

○横浜刑務所における「横浜矯正展」の開催

地域住民に対して、受刑者の社会復帰や矯正行政について広報するため、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売、施設見学、性格検査体験、地域住民による演奏、合唱などのイベントを行う「横浜矯正展」を毎年11月に実施しています。

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、令和4年度は規模を縮小し感染症対策を施した上で、横浜市港南区役所等が開催する「ひまわりフェスタ」と同時開催の1日開催とし、5,508名の来場がありました。

○横浜市役所における「横浜みなとみらい矯正展」の開催

神奈川県内の刑事施設、官公庁及び矯正施設所在の自治体等が連携して、再犯防止活動の取組を地域に広報することや、本矯正展を通じて、地域ぐるみの再犯防止施策に尽力する参加機関等間の情報共有や連携を活発化し、県内の再犯防止推進活動の中核となるイベントを目指して、令和4年度は、横浜市役所にて3日連続で開催しました。

実施内容としては「270インチLEDディスプレイを使用した動画による各参加機関等広報」、「各参加機関等広報ブース」、「各官庁合同業務説明会」、「刑務所作業製品展示即売」、「各種イベント（藤沢地区保護司諏訪間幸平氏（プロレスラー諏訪魔）を招聘したトークイベント（約100名参加）、日本財団による再犯防止の取組（職親プロジェクト）に係る講演（約30名参加）、横浜刑務所による再犯防止の取組に係る講演（約30名参加））を行い、総来場者数は3,082名でした。

【国の取組】広報活動（横浜地方検察庁）

検察庁では、高校生や大学生などに向けて広報する機会が多くあります。その際、罪を犯した人が社会復帰をするために、検察庁も重要な役割を果たしていることなどを説明しています。

また、令和5年2月には、横浜刑務所が主催した「第1回横浜みなとみらい矯正展」に参加し、パネル展示を行い、来場者にパンフレットを配布して再犯防止の必要性について広報を実施しました。

さらに、横浜地方検察庁のホームページにも、「検察庁が取り組む入口支援」を紹介するページを加え、支援に携わる自治体等の関係機関に対し、入口支援業務への理解と連携を呼びかけています。

【民間の取組】制度のはざまになりやすい人々の支援活動等を周知する取組
(社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会では、地域共生社会の実現に向けて制度のはざまになりやすい人々の支援の活動等を周知する普及啓発を担っています。

令和5年度の事業では、

1. 本会施設部会更生福祉施設協議会「地域福祉推進を考えるセミナー～誰もが自分らしさを大切にできる地域をつくるために～（令和6年1月）を開催。更生保護法人横浜力行舎の中村施設長や、刑務所服役経験があるものの社会復帰し、現在は施設長として依存症の患者の回復支援に取り組んでいる NPO 法人ジャパンマックの川崎マック青木知明さん他を招いてパネルディスカッションを開催しました。

また、協議会では会員施設職員を対象に更生施設等の利用者支援のあり方を振り返り学び合うことを目的に横浜刑務所の視察研修を実施しました。県社協職員も4人参加させていただきました。



2. 機関紙福祉タイムズ（主に、市町村行政、市町村社協、社会福祉関係の各法人・施設、民生委員等を対象に発行しています。昭和26年創刊／毎月18,000部発行）では、関係者の皆様のご協力により従来から保護司活動を取り上げているほか、再犯を繰り返していたものの、現在は立ち直った知的障がいの当事者のインタビューを県地域生活定着支援センター山下所長のご協力により掲載しました。（令和5年11月号）

●定着センターを利用したSさんに今の暮らしや今後の希望についてお話を伺いました●

（今の暮らしについて）

—今の生活で楽しいことは何ですか？

休みの日は散歩をしています。別に散歩は好きではないけど、駅の周りとか。同じ障害のある友人がいて、その人が教えてくれたりするから、楽しいですね。

自分と同じ経験じゃないけど、友人は逮捕されたことがある人だから、自分の状況を分かってくれる。自分の今の気持ちも分かってくれるから良いんです。心強いです。

—グループホームでの暮らしは？

一緒に暮らしているメンバーと知り合っ、自分のことを分かってくれていることは、過ごしやすいです。

—支援を受ける前、そうした友人はいましたか？

いたはいけど、悪い友達がいる。それで悪い方にいってしまっ。地元ではだめだと思ったから、こっちの方に出てきて、こっちの方ががんばろうかなと思っ。

（支援者の存在）

—刑務所から出たとき、どんな支援を受けましたか？

刑務所に入ったときには、暴れたり、ケンカとかしていたけど、山下さんと会ううちに、この人なら安心できるな、がんばらないといけないよなと思っ、がんばって、問題を起こさずに（刑務所を）出ようと思っ。

—がんばろうと思えたのはどうしてですか？

また地元に戻って、悪い友達と一緒にだ、だめだと思っ。今回のように事件を起こしたくないなと思っ。がんばらないといけないなと思っ。山下さんとの出会いが人生を変えてくれたなと思っ。

—作業所やグループホームの職員の皆さんはどんな存在ですか？

良い存在です。どうしたの？って聞いてくれて、こういうことだよって言う、気にしないで良いよとか。

（これからの希望）

—これからの夢や希望は何ですか？

一人暮らしできるようになりたいと思っています。

6 市町村への支援とネットワークの構築

(1) 市町村への支援とネットワークの構築

【現状と課題】

犯罪をした者等が地域社会の中で安定した生活を送るためには、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援し、地域のセーフティネットの中で包摂していくことが重要です。

しかしながら、これまで、再犯防止の取組において、国と地方公共団体が担うべき具体的役割が明確とは言い難いこと、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況に地域差が認められること、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があることなどの課題が指摘されていました。また、刑事司法手続後も、国、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境が大切です。

こうした状況を踏まえ、国第二次推進計画において、国と地方公共団体が担う役割が明示されました。都道府県においては、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援の実施、域内のネットワーク構築等の役割が示されました。

県では、これまで県内の市町村における計画作成事例の情報共有や課題の解決方法等について意見交換をする場を設置し、市町村において再犯防止推進計画の策定が進むよう支援してきました。今後は、これらに加え、都道府県の役割として、市町村に対する再犯防止等に関する取組の理解促進や、市町村と民間団体、国機関とのネットワーク構築に取り組み、地域社会における支援連携体制を更に強化して再犯防止に取り組んでいくことが求められています。また、立ち直ろうとしている者へのヒアリングにおいて、罪を犯した者が立ち直りを決意した際に、本人の必要とする支援につながらない現状もあるとの意見があり、身近な市町村の相談窓口等に対して県、国機関、民間団体の支援機関等の情報をしっかりと伝えていく必要があります。

【具体的施策】

【再犯防止の取組に係る市町村担当者の意見交換会の開催】

- 市町村の再犯防止担当者を対象に意見交換会を開催し、既に地方再犯防止推進計画を策定している自治体の好事例の共有や国関係機関からの助言を行うことで、計画未策定自治体の計画策定を促すとともに、関係機関の連携を図り、域内のネットワークの構築を図ります。

【再犯の防止等の推進に関する市町村担当者研修会の開催】

- 市町村職員に対して、国機関、県、民間協力者等、再犯防止に関わる団体

の活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等について理解を深め、再犯防止の取組を推進します。

【包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業】

- 市町村が整備を進める包括的支援体制について、市町村職員等に向けた研修や連絡会等を通じて、再犯防止の推進に係る情報の共有や連携等を図り、市町村の体制整備に向けた取組を支援します。

【国の取組】地域援助業務（横浜少年鑑別所）

少年鑑別所は法務省所管の国立の施設です。身近に感じる機会は決して多くないかもしれませんが、鑑別業務や、観護処遇で培ってきた専門性を活用し、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。当所も、よこはま法務少年支援センターとして、地方公共団体、学校、児童福祉機関等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。

<活動内容>

- ・ 一般の方・関係機関からの相談への対応
 - 保護者／本人、教育機関／児童福祉機関からの、非行、犯罪行為、親子関係に関する相談、刑務所出所者等を雇用した事業主や雇用された本人からの職場でのトラブルや交友関係に関する相談に対応
- ・ 県内の関係機関等とのネットワークへの参画
 - 児童支援・生徒指導専任教諭協議会への参加
 - 自治体の学齢期支援に係る定期的な連絡会への参加
 - 児童相談所とよこはま法務少年支援センターとの連絡会の開催
 - 支援会議（障がい者福祉）への参加
- ・ 研修・講習会・講演への職員派遣
 - 生徒指導担当、特別支援学校等、学校教諭を対象とした研修への講師派遣
 - 青少年指導員等を対象とした研修への講師派遣
- ・ 青少年の指導に関する助言
 - 学校や教育委員会、児童養護施設、福祉機関等から依頼を受けて、教員・職員に向けたコンサルテーションの実施、事例検討会への出席等
- ・ 法教育授業等への職員派遣
 - 特別支援学校の生徒を対象とした出前授業を実施
- ・ 施設参観の実施
 - 関係機関、団体等からの依頼に対応
- ・ 年齢制限はありません。名称は「少年支援センター」ですが、成人の方についても、犯罪防止等を目的とした支援を実施しています。
- ・ 県内全域からの依頼に対応しています。横浜市港南区に所在し、名称に「横浜（よこはま）」と入っていますが、県内に設置されている少年鑑別所は当所1か所であり、当所が県内全域をカバーしています。
- ・ 関係機関からの相談にも対応しています。その際は、必ずしも当事者の方にお越しいただく必要はありません。当事者に関わっている機関／施設の方に向けて、コンサルテーション等を実施することも可能です。

※ 詳細や最新情報については、
「よこはま法務少年支援センター」で検索、
または以下のURLからご確認ください。

https://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei26_00001.html



【国の取組】「関東更生支援ネットワーク」について

(東京矯正管区・関東地方更生保護委員会)

令和元年12月に閣議決定された再犯防止推進計画加速化プランにおいて、満期釈放者に対する受け皿等の確保や、地方公共団体及び民間協力者との連携強化が求められ、また、令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画においても、基本的な方向性として、「就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること」が挙げられています。

このように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰を図り、その再犯防止を期するためには、彼らを受け入れていただく民間事業者等を含めた地域社会のより一層の理解と協力が必要不可欠です。しかし、実際に刑務所出所者等を受け入れていただいている民間の事業者や福祉関係団体等は、社会全体から見ればまだそのごく一部に留まっているのが現状です。

そのため、令和3年6月、東京矯正管区と関東地方更生保護委員会がタッグを組み関東甲信越・静岡地域で、罪を犯した人を支える人・組織をつなぐため、「関東更生支援ネットワーク」を立ち上げました。

同ネットワークでは、地域社会において、刑務所出所者等の更生支援に携わっている、あるいは興味・関心を抱いている民間事業者等を対象としたネットワークを構築し、当方から積極的に情報発信をすることにより、次の「行動」につなげるための広報啓発活動を行っています。

具体的には、関東甲信越・静岡地域の更生支援に関するイベント情報のほか、同ネットワークの会員として登録いただいております保護司、更生保護女性会、BBS会、篤志面接委員等、刑務所出所者等の支援に携わる民間協力者からの具体的行動に結び付けるための情報などを、隔月に1回程度、メールマガジンで会員に配信するとともに、就労支援、依存症、再犯者支援等、様々なテーマでの広報啓発セミナーを年3回程度実施しています。さらに、矯正施設や更生保護施設のスタディツアーも年1回実施しています。

令和5年10月末現在の会員数は約300名で、内訳は、矯正（教誨師、篤志面接委員を含む）から約50名、保護（保護司、更生保護女性会、BBS会員を含む）から約70名、自治体から約30名、大学関係から約40名、医療福祉関係から約40名、民間その他から約70名となっています。広報啓発セミナーでは毎回100名程度の参加を得る等、着実にネットワークが広がっています。



【関東更生支援ネットワークパンフレット】

【国の取組】支援ネットワークづくり（横浜保護観察所）

横浜保護観察所では、犯罪や非行をした人等の指導や支援に携わる関係団体が、再犯防止に向け、相互に連携して支援する支援ネットワークの構築に向け、協議会や研修を開催しています。

1 「更生支援ネットワーク研修」

主に福祉に関わる市町村職員と刑務所・少年院の職員、保護観察所職員等が合同で参加する「更生支援ネットワーク研修」を市町村と共同で開催し、再犯防止に向けたそれぞれの活動への理解と顔の見える関係づくりに取り組んでいます。



（横浜市と共同で行われた更生支援ネットワーク研修）

2 「薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会」

薬物依存のある保護観察対象者等の支援に関連する機関（国、県、市町村、精神保健福祉センター、医療機関、更生保護施設、自助グループ等）が一堂に会し、相互に緊密に連携し、責任や機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう連携強化のための意見交換、情報交換を行います。

3 「刑務所出所者等就労支援推進協議会」

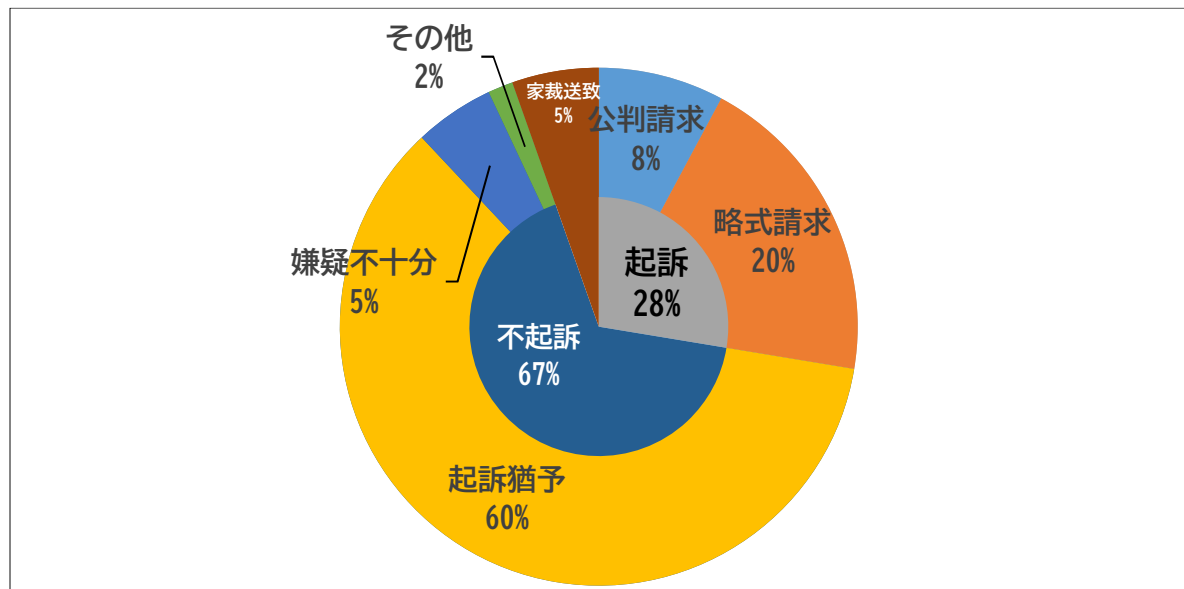
刑務所出所者等の就労支援に取り組む関係機関（労働局、ハローワーク、矯正施設、就労支援事業者機構等）との連携を図るため「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を開催し、刑務所出所者等が雇用に結び付き、安定して就労を継続するための情報共有等が行われます。

入口支援(不起訴等により地域社会に復帰する者への支援)について

入口支援とは、矯正施設における処遇を経ない被疑者・被告人(起訴猶予処分、全部執行猶予付判決が見込まれる者等)のうち、生きづらさを抱えた人々(高齢者、障がいのある人、住居がない人、生活に困窮している人、依存症の問題を抱えた人など)に対して行う社会復帰支援のことです。

実際に、2022(令和4)年に、神奈川県内で事件処理された刑事事件の件数は47,214件あり、そのうち、不起訴や略式請求の件数は40,943件であり、実に約9割の被疑者・被告人が刑務所等の矯正施設に収容されることなく釈放され、地域社会に復帰することになります。

【神奈川県における事件の処理件数について】



注1 横浜地方検察庁の統計による。

注2 令和4年1月1日から同年12月31日までの処理に関する統計。

こうしたことから、再犯防止に取り組むに当たっては、刑務所出所者等に対する支援(出口支援)だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉サービス等に結び付けるなどの入口支援が大変重要です。

これまで検察庁においては、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等のうち福祉サービス等を必要とする者様々な生きづらさを抱えた人々に対して、弁護人や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組が実施されてきました。

さらに、法務省と厚生労働省による入口支援に係る検討会の結果を踏まえ、2021(令和3)年度から、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組として「被疑者等支援業務」が開始されました。

本県でも、横浜地方検察庁、横浜保護観察所、県地域生活定着支援センター及び県とで、支援スキームや具体的な手続、さらには対象者の選定・支援状況などを確認しながら、連携して「被疑者等支援業務」に取り組んでいます。

神奈川県においては、この「被疑者等支援業務」の他にも、県、国機関、関係団体において様々な入口支援を行っています。

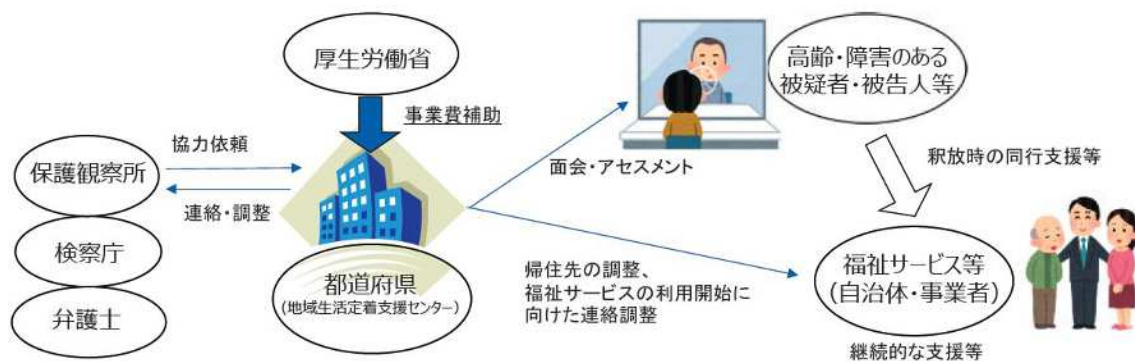
神奈川県、関係機関等における入口支援の取組

○ 県地域生活定着支援センターの取組

【被疑者等支援業務】

刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援しています。2021（令和3）年度から地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに加わりました。事業対象者は、2021（令和3）年度が1件、2022（令和4）年度が7件と徐々に支援実績を増やしています。

「被疑者等支援業務」のしくみ



出典：厚生労働省資料による。

○ 被疑者等支援業務以外にも、入口支援のルートがあります

- ① 検察庁が自ら調整を行い、福祉サービスなどにつなぐ。この場合、検察庁に所属する社会福祉アドバイザーが関係機関との連携を担う事例もある
- ② 検察庁が保護観察所に依頼し、必要に応じ関係機関と連携し福祉サービスにつなぐ（更生緊急保護）
- ③ 検察庁から直接地域生活定着支援センターに依頼する
- ④ 弁護士会と社会福祉士会の協定に基づき、連携事業を行う（刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定）
- ⑤ 弁護士から直接、相談という形式で地域生活定着支援センターに依頼がある

このように入口支援には様々なルートがありますが、それぞれ対象者の特性や支援の見通しにより依頼が行われています。いずれにせよ、身柄の釈放時に福祉サービスへの橋渡しが行われていますが、刑事司法関係機関から福祉関係機関への情報提供の在り方や、時間的制約への対応などの課題を解決していかなくてはなりません。

○ 横浜地方検察庁の取組

検察庁では、平成 29 年 4 月に刑事政策総合支援室を設置して以降、社会福祉・精神保健福祉の専門家である社会福祉アドバイザーを雇用し、被疑者・被告人に対する社会復帰支援を積極的に行っています。

刑罰は必要やむをえない場合においてのみ適用されるべきであるという原則があるため、罪を犯して検挙された場合であっても、その約 9 割以上は、不起訴処分となったり、裁判の結果、罰金刑や執行猶予判決を受けたりして、刑務所に収容されることなく、地域社会に戻って生活をするようになるのが実情です。

しかし、生きづらさを抱えた人々（高齢者、障がいのある人、住居がない人、生活に困窮している人、依存症の問題を抱えた人など）が、社会的に孤立したり、自暴自棄になったりして、再び犯罪を繰り返す場合も少なくありません。中でも、高齢者や障がいを抱えた者、また、薬物犯罪など「依存症」を背景に犯罪に及ぶ者については、特に再犯リスクが高いことは統計からも明らかで、福祉行政や医療機関などによる支援が不可欠です。

「第二次再犯防止推進計画」の重点課題でも、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」や「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」が挙げられており、具体的施策として、「被疑者等の段階における生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施」や「刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化」等が示されています。

刑事政策総合支援室では、地域社会で生活する上で困難を抱えた被疑者・被告人と社会福祉アドバイザーが面談を行い、必要な支援策を検討した上で、生活状況等の資料の収集、行政や医療機関等の担当者や対象者の親族等との連絡・調整、関係担当者を集めてのケア会議の主催、生活保護の申請や入院など各種手続のサポート、関係機関への付添いなどの支援を実施しています。また、アセスメント機能の強化に努めるため、本年度には、心理検査を実施できる臨床心理士を登録しました。

もともと、検察庁が被疑者・被告人に関わることができるのは、あくまで刑事司法手続が終了するまでの間であり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、対象者が地域社会の中で孤立することなく、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現するには、地方公共団体による協力が必要不可欠です。また、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるため、相談・支援連携の拠点を構築することや、国と地方公共団体との役割を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進が求められており、国・地方公共団体及び民間協力者等の連携を更に強固にすることが必要です。検察庁は、今後も地方公共団体等の関係機関と連携し、協働して社会復帰支援を行っていきます。

○ 神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携した取組

神奈川県弁護士会（以下「弁護士会」という。）と公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「社会福祉士会」という。）は、2015年に刑事弁護における協定書を結び、「捜査段階（被疑者）」および「公判段階（被告人）」等において、障がいや疾病等により福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を連携して行っています。

この取組では、福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の弁護人として選任された弁護士が、弁護士会を通じて社会福祉士会へ福祉的支援に関する協力を依頼し、協力可能な場合には社会福祉士会が担当の社会福祉士を選任します。そして、社会福祉士が被疑者・被告人と接見し、状況を確認、福祉的支援が必要な場合、障がいや疾病の状態、生活環境等に関するアセスメントを行い、弁護人と社会福祉士で居住環境や医療・福祉サービスの利用調整等を実施して、被疑者・被告人本人の意思確認を行いながら更生支援計画書を作成します。

弁護人が、裁判所に対して更生支援計画書の証拠請求を行った後、弁護人と社会福祉士は、本人の釈放時期の目途がついた段階で、更生支援計画書に基づき、本人の福祉的支援に関係する自治体担当部署や支援者等と釈放となった場合の対応を協議し、釈放直後には、速やかに福祉的支援を受けられるよう、キーパーソンや安定した支援体制に引き継がれるまで活動を行います。

両会の連携により、早い段階で罪を犯した障がい者の更生支援が行われることで、再犯防止にもつながっています。

今後も、こうした取組に加え、横浜地方検察庁等の国機関や民間支援団体等とも連携しながら、より効果的な入口支援について検討していきます。

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県再犯防止推進会議

計画に掲げた事業の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。
〔構成員〕有識者、国関係機関職員、関係団体職員、県社会福祉協議会職員、
県民、など

氏 名	職 名 等
小西 暁和	早稲田大学法学学術院 教授
徳田 暁	神奈川県弁護士会 会員
上野 成雄	横浜保護観察所 次長
大津留 寿弥	横浜刑務所 分類審議室 首席矯正処遇官
鍛冶 龍男	横浜少年鑑別所 地域非行防止調整官
山添 聖可	久里浜少年院 次長
山口 貴亮	横浜地方検察庁 総務部長
関口 靖彦	神奈川労働局 職業安定部 職業対策課長
柳川 義信	神奈川県保護司会連合会 会長
松世 三重子	神奈川県更生保護女性連盟 副会長
小川 めぐみ	神奈川県BBS連盟 会長
志村 宗男	神奈川県更生保護事業連盟 会長
田中 一哉	更生保護法人神奈川県更生保護協会 事務局長
長澤 里香	認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構 会員
山下 康	神奈川県地域生活定着支援センター センター長
伊部 智隆	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 職員
近藤 綾子	公募委員

注 2024年1月22日現在

(2) 福祉21推進会議

庁内関係部局で構成する当該会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

2 進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN（計画）

神奈川県再犯防止推進会議等の議論を踏まえ、5年ごとに計画を改定。

(2) DO（実施）

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK（評価）

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県再犯防止推進会議において評価。

(4) ACTION（改善）

計画に位置付けた事業の実施状況及び評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

また、国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。その際、必要に応じ、神奈川県再犯防止推進会議、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

第5章 資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、

関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

- 第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び

非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

用語の説明

【か行】

仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

観護処遇

少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）。

鑑別

医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分。

きょうかいし 教誨師

全国の矯正施設に収容されている人たちの宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の宗教家。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰住先等の情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を収容する刑事施設・少年院を紹介する国の機関で、全国に2か所設置されている。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘留所の総称。

刑事司法手続

犯罪が発生してから、警察、検察庁、裁判所、矯正施設、保護観察所等、刑事司法関係機関の関与が終了するまでの一連の手続き。

刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。

【さ行】

再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、

それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

処遇

警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い。

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

生活困窮者自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口を設置する自立相談支援を実施する機関。福祉事務所を設置する自治体は自立相談支援事業の実施が必須。

全部執行猶予

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う施設。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力。

【な行】

入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者。

【は行】

非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年鑑別所法第 131 条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組むに当たり使用している名称。

保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施，犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

【や行】

薬物クリーンかながわ推進会議

県内の各機関、団体が相互に連絡・調整を図り、県民一体となった薬物乱用防止啓発運動を展開し、“不正薬物の存在しない”、“不正薬物の進入を許さない”「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的として、平成 4 年に設立された。薬物乱用防止講演会や街頭キャンペーンなどの薬物乱用防止啓発活動を行っている。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「神奈川県再犯防止推進計画」計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2023（令和5）年12月22日から2024（令和6）年1月22日まで

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

提出意見件数 26件

意見提出者数 5団体

意見の内訳

No.	意見内容	件数
1	計画の概要	2
2	本県における再犯防止を取り巻く状況	0
3	施策の展開	22
4	計画の推進体制	1
5	資料	0
6	その他	1
合 計		26

計画への反映状況

No.	意見内容	件数
A	新たな計画に反映しました。 （ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます）	15
B	新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	3
C	ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。	6
D	反映できません。	0
E	その他（感想・質問等）	2
合 計		26

2 立ち直ろうとしている者へのヒアリング

(1) 目的

過去に犯罪をし立ち直ろうとしている者（又は立ち直った者）に対してヒアリングを行い、その結果を神奈川県再犯防止推進計画に反映し、当事者の目線に立った再犯防止施策を進めることを目的とする。

(2) 対象

過去に犯罪（薬物使用、窃盗等）をし立ち直ろうとしている者（又は立ち直った者）9名（自助グループ員5名、協力雇用主1名、高齢者2名、障がい者1名）

(3) 実施期間

2023（令和5）年6月から2023（令和5）年10月まで

(4) 方法

横浜保護観察所の会議室や対象者のご自宅等にて、個別に対面により実施

3 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

2023（令和5）年11月10日 改定計画素案について

(2) 神奈川県再犯防止推進会議

2023（令和5）年 5月25日 改定計画の方向性について
2023（令和5）年 8月 2日 改定計画の骨子案について
2023（令和5）年11月13日 改定期計画の素案について
2024（令和6）年 2月 5日 改定計画の案について

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

2023（令和5）年 9月 改定計画骨子案について
2023（令和5）年12月 改定計画素案について

(4) 福祉21推進会議（地域福祉部会）

2023（令和5）年 8月10日 計画の改定について

4 市町村への情報提供、市町村との調整等

2023（令和5）年11月16日 県・市町村意見交換会
(改定計画素案について)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)